新行財政改革推進プログラム「平成17年度実施計画」の推進状況について

平成18年6月21日
総　　務　　課

新行財政改革推進プログラムについては、改革の着実な推進を図るために、毎年度、実施計画を策定し、当該年度の実施項目や取組目標を明らかにするとともに、計画の推進状況を取りまとめ、公表することとしておりましたが、平成17年度実施計画の推進状況について、実績がまとまりましたので、次のとおり報告します。（平成18年度の実施計画については、3月に公表済み。）

体系区分	改革項目数	推進状況（17年度実績）			
		◎	○	△	×
Ⅰ　民間主体の地域づくりの促進	20	16	3	0	1
		80.0%	15.0%	0.0%	5.0%
Ⅱ　県民との情報共有と県民サービスの向上	10	9	1	0	0
		90.0%	10.0%	0.0%	0.0%
Ⅲ　市町村の自立的・主体的行政の促進	7	6	1	0	0
		85.7%	14.3%	0.0%	0.0%
Ⅳ　分権型行政運営システムの整備	20	19	0	1	0
		95.0%	0.0%	5.0%	0.0%
Ⅴ　低コストで効率性の高い行政運営システムの確立	18	17	1	0	0
		94.4%	5.6%	0.0%	0.0%
Ⅵ　第三セクターの整理・統合、合理化の推進	4	3	0	1	0
		75.0%	0.0%	25.0%	0.0%
総　　計	79	70	6	2	1
		88.6%	7.6%	2.5%	1.3%

※「実績」欄の表示　◎＝目標を達成した項目（達成度100％以上）、

○＝目標を概ね達成した項目（達成度80％以上～100％未満）

△＝目標の達成に一歩およばなかった項目（達成度50％以上～80％未満）

×＝目標を達成できなかった項目（0％～50％未満）

※　達成度の低い項目　△　2項目　・NO44教育委員会（教職員定数）

・NO77新たな整理合理化の取組（第2次第三セクター整理合理化指針から新たに加えた法人の目標達成法人数）

×　1項目　・NO14行政サービスの民間等への積極的な開放（特区、地域再生の活用による新規民間開放業務数）

新行財政改革推進プログラム【平成１７年度実施計画】目標達成状況

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
Ⅰ 民間主体の地域づくりの促進						
1	地域づくり基本指針等の策定					◎
2	地域づくり活動の促進	地域づくり団体立ち上げ件数（件）	60	78	130.0	◎
3	コミュニティビジネスの推進	コミュニティビジネス立上件数（件）	20	22	110.0	◎
4	県直営施設の指定管理者制度への移行	指定管理者制度移行施設数（箇所）	0	0	—	◎
5	管理委託施設の指定管理者制度への移行	指定管理者制度移行施設数（箇所）	0	0	—	◎
6	市町村への譲渡の検討	公式協議を開始した施設数（箇所）	1	3	300.0	◎
7	県観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討	あり方検討実施施設数（箇所）	6	5	83.3	○
8	民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表	新規民間開放業務数（件）	10	17	170.0	◎
9	ＰＦＩの活用	簡易評価実施件数（件）	1	1	100.0	◎
10	あきた企業活性化センターへの企業サポート関連業務の集約化	企業訪問指導件数（件）	1,800	1,819	101.1	◎
11	民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和	規制緩和件数（件）	30	56	186.7	◎
12	許認可手続等の一元化・窓口連携の推進					◎
13	公共施設の多目的利用の推進	多目的利用実現施設数（件）	2	2	100.0	◎
14	行政サービスの民間等への積極的な開放	特区・地域再生による新規民間開放業務数（件）	2	0	—	×
15	推進体制の整備					◎
16	民間主導の県民運動の展開	県民運動参加者数（人）	250,000	350,000	140.0	○
	国体に向けた県民運動の展開	県登録ボランティア数（人）	1,000	817	81.7	
17	県民運動の総合的な推進体制の整備					◎
18	ＮＰＯとの協働の推進	協働件数（件）	40	71	177.5	◎
19	協働を進める仕組みづくり	市民活動情報ネットへの登録市民活動団体数（団体）	700	652	93.1	○
20	県のサポート体制の充実					◎
Ⅱ 県民との情報共有と県民サービスの向上						
21	県民向け情報発信機能の強化	県民意識調査における現状プラス評価（%）	66.0	67.9	102.9	◎
22	多様な情報の積極的な提供	市民活動情報ネットへの情報提供数（件）	1,000	1,038	103.8	◎
23	広聴制度の強化					◎
24	個人情報に関する苦情処理体制の充実					◎
25	県有施設のサービス改善	利用目標達成率（%）	100	93.9	93.9	○
26	申請・届出等のオンライン化	対象様式数（件）	0	0	—	◎
27	地方税電子申告システム等の導入	電子申告件数（件）	0	6	—	◎
28	物品調達に係る電子調達システムの構築	電子入札契約割合（%）	0	0	—	◎
29	民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進	ＶＥ方式等適用工事割合（%）	5.0	5.3	106.0	◎
30	建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上	電子入札実施率（%）	5.0	10.6	212.0	◎
Ⅲ 市町村の自立的・主体的行政の促進						
31	市町村への事務権限移譲の推進	移譲権限数（項目）	20	56	280.0	◎
32	市町村への業務委託の推進	委託対象業務数（項目）	—	—	—	◎
		受け入れ市町村数（市町村）	—	—	—	
33	市町村の新たなまちづくりへのサポート					◎
34	新設福祉事務所に対する支援	専門職員の派遣数（人）	4	4	100.0	◎
		受入実務研修者数（人）	6	9	150.0	
35	協働による個人住民税の収入確保	個人県民税収入率（%）	93.8	92.76	98.9	○
36	北東北３県等の連携の推進	他道県との広域連携事業数（事業）	60	63	105.0	◎
37	道州制を含む広域行政論議の促進	討論会等参加者数（人）	300	400	133.3	◎
Ⅳ 分権型行政運営システムの整備						
38	知事公室の新設					◎

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
39	学術国際部の新設					◎
40	総務部と企画振興部の統合					◎
41	新たな政策課題に対応する組織体制整備（本庁）					◎
42	新たな政策課題に対応する組織体制整備（地方機関）					◎
43	企業局の廃止、知事部局への編入	職員数（人）	122	120	120.0	◎
44	教育委員会	教職員定数（人）	11,143	11,218	70.5	△
45	警察本部	刑法犯認知件数（件）	9,000	8,604	104.6	◎
46	各種行政委員会	事務局職員数（人）	42	42	100.0	◎
47	県議会事務局	事務局職員数（人）	34	34	100.0	◎
48	柔軟で機動的な試験研究の推進	公設試連携研究テーマ数（件）	3	6	200.0	◎
		産学官共同研究プロジェクト数（件）	2	5	250.0	
49	脳血管研究センターの研究評価システムの充実	外部資金導入件数（件）	6	9	150.0	◎
50	脳研、リハセンの独法化、地方公営企業法の全部適用の検討					◎
51	県立大学の公立大学法人化					◎
52	人事評価による効果的な人材の育成と活用					◎
53	職員の自己啓発の促進と研修の充実					◎
54	柔軟かつ機動的な人事の推進					◎
55	予算編成における部局の権限と責任の強化					◎
56	危機管理体制の充実・強化	ＤＩＧ訓練指導者数（人）	145	230	158.6	◎
57	国民の保護に関する計画の策定	市町村計画の策定数（市町村）	0	0	—	◎

Ⅴ 低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

58	目標設定による行政経費の縮減等					◎
59	総務事務ＩＴシステム化の推進	総務事務担当職員数（人）	343	343	100.0	◎
60	電子決裁システムの利用拡大	電子決裁導入業務数（業務）	4	4	100.0	◎
61	県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の拡充	秋田スペックの適用工事割合（%）【農林水産部】	20	26.3	131.5	◎
		秋田スペックの適用工事割合（%）【建設交通部】	20	25.0	125.0	
62	新たな積算手法の導入	ユニットプライス型積算による発注割合（%）	30	27.0	90.0	○
63	ＣＡＬＳ／ＥＣ（公共事業のＩＴ化）の推進	電子納品登録率（%）	0	0	—	◎
64	定員適正化計画の見直し	知事部局職員数（人）	4,280	4,272	110.1	◎
65	太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化					◎
66	脳研、リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進	入院・外来収益（脳研）（億円）	19.6	19.8	101.0	◎
		入院・外来収益（リハセン）（億円）	17.6	17.6	100.0	
67	施策事業の重点化と成果検証の徹底					◎
68	公共事業など投資的経費の重点化					◎
69	補助金の見直し					◎
70	特定県有資産の処分の推進	県有資産の一般売却額（千円）	300,000	306,363	102.1	◎
71	新規県債発行額の抑制	県債残高（億円）	11,916	11,905	100.1	◎
72	公債費負担の平準化	公債費（借換債除く）（億円）	1,160	1,130	102.6	◎
73	自動車税車検時徴収の導入					◎
74	県税収納窓口の拡大	コンビニ納税利用率（%）	—	—	—	◎
75	既存審議会等の統廃合の推進	審議会等の統廃合数（件）	12	16	133.3	◎

Ⅵ 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

76	整理合理化指針の着実な推進	【１次指針から引き継いだ法人】指針目標達成法人数（団体）	5	7	140.0	◎
77	新たな整理合理化の取組	【２次指針から新たに加えた法人】指針目標達成法人数（団体）	4	2	50.0	△
78	県関与の見直しと自立的な人材の確保	人事交流実施法人数（法人）	24	27	112.5	◎
79	効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化	ＣＳ導入法人割合（%）	50	93.9	187.8	◎

新行財政改革推進プログラム平成17年度実施計画の推進状況（概要）

平成18年6月

行財政改革特定課題の推進

1　効率的なIT化の推進

低コストで効率的なＩＴ化に向けた取り組みを進めるため、ＣＩＯ（情報政策統括者）補佐官を新たに設置するとともに、部局ＩＴ改革推進員を構成員とする庁内ワーキンググループの協力のもと、全庁のシステム棚卸調査を実施し、また補佐官においては、費用削減のため個別情報システムの見直しを行いました。

○　ＩＴ改革推進監（ＣＩＯ補佐官）を外部からの公募により採用（任期３年）

○　システム棚卸し基礎調査の実施

・維持管理業務の見直し等の基礎資料として活用を図るため、全庁のシステム棚卸調査を実施し、システム概要・設計内容・費用・管理状況セキュリティ対策等の整理分析を行いました。　　・対象システム：121システム

○　個別システム維持管理業務の再評価（費用削減作業）の実施

①主要システムの維持管理業務の再評価（１０月～１月）

・対象　年間維持管理費用が２千万円以上（H16ベース）　１１システム

削減額　110,449 千円（△ 11.6 %）

②中規模システムの維持管理業務の再評価（１月～３月）

・対象　年間維持管理費が５００万円～２千万円　２０システム

削減額　25,659 千円（△ 4.5 %）

○　新規システム開発・大規模カスタマイズ時の共通ルールの設定

①ＩＴ調達（システムの新規導入、更新）の事前評価の実施（１０月～１月）

・対象　２６システム

・評価項目　必要性、緊急性、効果、所要見込額等

②調達手順書（暫定版）の作成（１月～３月）

○　汎用コンピュータのアウトソーシングとクライアントサーバ化の検討（９月～３月）

2　公用車の見直し

公用車の使用及び管理について、一層の効率化・適正化に取り組むため、庁内ワーキンググループを設置し、公用車の集中管理及び運転職員の集中化による総台数の縮減、メンテナンスリースの導入による効率的な車両管理と安全性の確保などの基本方針を策定し、１９年度から実施することとしました。

○見直し案の策定

【見直しの基本方針】

①公用車の集中管理及び運転職員の集中化

・本庁及び各地域振興局において、公用車の集中管理と運転職員の集中化を行い、稼働率を８０パーセントに引き上げることによって、総台数の縮減、運転業務の平準化、各課における事務・保守管理業務の軽減を図ります。

②リース契約による保有

・県単独予算による車両の更新については原則リースとし、職員の安全安心の確保、車両管理業務の省力化等を図ります。

③車両の小型化（軽自動車等）

・軽自動車等で移動可能な業務については、公用車を小型化しランニングコストの縮減を図ります。

④運転業務委託

・運転職員については、当面退職の状況を見極めながら運転業務の委託を検討していきます。

⑤その他

・稼働率が極端に低い公所については、公用車を配置せず借上車を活用します。

・車両の更新にあたっては、四輪駆動車の導入、エアバックの装着など職員の安全安心の確保について十分配慮します。

【実施時期】

・平成１８年度中に集中管理車両の特定、配車システムの構築、「庁用自動車管理規定」の改正等、集中管理に向けた課題の整理を行い、基本方針に基づいて平成１９年度から実施していきます。

※ 以下、丸数字は、79の改革項目の一連番号を表します。

Ⅰ　民間主体の地域づくりの促進

1　行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進

①　地域づくりのあり方について県民と意見交換をしながら、協働による地域づくりの基本となる指針（「協働による地域づくり活動に関する宣言書」）の策定に取り組みました。

②　市民活動情報ネット等を通じて、地域づくり活動に関する情報提供に努めるとともに、地域づくり関係者、市町村の交流会の開催等を支援しました。

〔地域づくり団体立ち上げ件数：　７８件〕

③　民間団体と協働しながらコミュニティビジネスの普及啓発に努めるとともに、開業経費助成、市町村と連携した支援環境の整備を進めました。

〔コミュニティビジネス立ち上げ件数：　２２件〕

２　県有施設の管理運営委託の推進

④　総合生活文化会館（音楽ホール、練習室、美術展示ホール、研修室、秋田まるごとプラザ)、産業振興プラザについて、平成１８年４月の指定管理者制度導入に向けた手続きを進めました。

　県直営の７施設について指定管理者制度への移行スケジュールの本検討（１８年度）に向けた課題の洗い出しを行いました。

⑤　外部に管理委託している６３施設について、平成１８年度からの指定管理者制度への移行準備を進めたほか、３施設を廃止、１施設を組織再編しました。

３　県有施設の市町村･民間への譲渡の検討

⑥　１６年度末に１広域交流センターを地元自治体に前倒しで譲渡したほか、１７年度中に２広域交流センターを地元自治体に譲渡しました。矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトー」の譲渡のための条件について、由利本荘市と協議を継続しました。

　〔公式協議を開始した施設数：　３施設〕

⑦　平成１６年度に行った「県有観光施設の今後のあり方」の検討結果を踏まえ、４施設について市町村への譲渡の可能性について、地元自治体と協議を進めるとともに、１１施設について指定管理者制度導入のために必要な条例制定等、所要の手続きを行いました。　〔観光施設のあり方検討実施施設数：　５施設〕

　地元自治体に対し地域活性化施設（スポーツ施設２施設・広域交流センター６施設）の今後のあり方、運営について意向調査等を実施し、県・地元自治体の役割分担についての課題の整理を行うとともに、広域交流センターについては譲渡の可能性を検討しました。

４　事務事業のアウトソーシング等の推進

⑧　県の事務事業について総点検を行い民間委託が可能な事務事業をリストアップし、これを県のホームページで公表しました。　〔新規民間開放業務数　１７件〕

⑨　ＰＦＩ簡易評価マニュアルを策定し、１件の簡易評価を実施しました（３月)。

⑩　複数の県機関が行っていた企業支援業務を財団法人あきた企業活性化センターにアウトソーシングし､ワンストップサービスセンターとしての機能を充実・強化しました(４月)。　〔企業訪問指導件数：　1,819 件〕

５　民間活力を生かした地域活性化の推進

⑪　民間活動を阻害している規制について見直しを行い、県の条例・規則等の改正を行いました。

　国の規制については、構造改革特区を利用して規制の緩和を行いました（２件)。
　〔規制緩和件数：　５６件〕

⑫　一の事案について複数の許認可手続を要し、また許認可部局が異なるものについての洗い出しを行い、土地関係許認可については、窓口連携の推進を図るため土地利用ガイ

ドブックを作成しました。

⑬　公共施設の多目的利用を推進するため、ＨＰや広報紙を利用した意見募集を行うとともに、市町村や団体に対する構造改革特区制度及び地域再生制度の周知を進めました。

〔多目的利用実現施設：　２施設〕

⑭　事務事業の見直し（スプリングレビュー）を実施し、民間や市町村が実施することでより効果的で効率的なサービスの提供につながる事務の洗い出し作業を進めました。

〔特区、地域再生の活用による新規民間開放業務数：　０件〕

⑮　分権改革推進室を新設し、民間・市町村からの提案・要望を掘り起こしながら規制緩和、市町村への権限移譲、地域再生等の業務を一元的に推進する体制を整備しました。

６　新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組

⑯　全庁的に県民運動に関する情報を共有するとともに、遊学舎や各地域振興局において、専用コーナーを設置し情報提供を行いました。　〔県民運動参加者数：　３５万人　〕

秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に向けて、県民総参加による県民運動を展開するため、一人一役ボランティアとしての参加促進とスポーツボランティアサポート体制の整備を図りました。　〔県登録ボランティア数：　８１７人　〕

⑰　県民文化政策課内に地域活動支援室を新設し、県民運動の総合的な推進体制の整備を図りました。

７　ボランティア・NPO活動を促進する環境整備

⑱　ＮＰＯの特性である専門性や先駆性を生かした企画提案事業の実施や協働のコーディネート等、協働の推進を図りました。　〔協働件数：　７１件〕

⑲　ボランティア・市民活動の活性化を図るため、活動経費の助成やＮＰＯ経理・財務のサポート事業実施など協働を進める基盤を整備しました。

〔市民活動情報ネットへの登録市民活動団体数：　６５２団体〕

⑳　県民文化政策課内に地域活動支援室を新設し、ボランティア・ＮＰＯ活動促進のための総合的・一元的なサポート体制を充実させました。

Ⅱ　県民との情報共有と県民サービスの向上

１　県民活動に役立つ多様な情報提供の推進

㉑　情報提供機能を強化するため、報道監、報道専門員を新設し全庁的な推進体制を確立するとともに、報道機関へのレクチャーの開催・県政の広報トピックスの提供、知事記者会見のインターネット中継など、県民に対する県の施策の周知、課題の提起など、県民と一緒に考えるための日常の広報活動を充実させました。

〔県民意識調査における現状評価（プラス評価ポイント）：　６７.９〕

㉒　重点課題広報として「安全・安心で暮らしやすい秋田の創造」をテーマとし、メディアミックスによる集中的な広報活動を実施しました。

市民活動情報ネット等を通じて、多様な地域づくり、県民運動等に関する情報提供に努めるとともに、市民活動団体等の情報発信などを支援しました。

〔市民活動情報ネットでの情報提供数：　１，０３８件　〕

統計情報提供機能を強化するため、県立大、国際教養大等と連携した検討チームを設置し、統計情報の提供のあり方、システム等について検討を進め可能なものから実施しました。

２　県民満足度の高い行政サービスの展開

㉓　「知事への手紙」の料金受取人払い専用用紙を広報紙「あきた新時代」に掲載しました。

広聴制度の要綱・要領を改正するとともに、「県政モニター制度」「県政プロポーザー制度」の改善に向けた検討を行いました。

㉔　県民の権利利益を保護するため、個人情報窓口を設置し、県民からの苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適切に対処しました。

㉕　県有施設の利用拡大を図るため、施設毎に平成１７年度の目標を設定し、前年度の実績と併せて公表しました。

〔利用目標達成率：　９３.９％〕

利用者の利便性向上のため､スポーツ施設や文化施設などの県有施設の一部について、インターネットでの予約・利用申込み等ができるシステムを導入しました。

㉖　申請・届出等のオンラインシステムの導入について、市町村との合意形成を図り、アウトソーシングの形態等の共同運用ルールを決定するとともに、電子化対象手続の選定に係る庁内関係各課との合意形成を行い、年次計画（案）を作成しました。

㉗　地方税電子申告システムを構築し運用開始（１８年１月）するとともに、ＯＳＳ（ワンストップサービス）システム導入のための調査を実施しました。

〔電子申告件数：　６件〕

３　入札･契約制度の改善

㉘　物品等調達支払管理システムとして、電子による物品供給業者の参加資格申請から登録事務手続き及び電子による物品調達のシステムを構築しました。

㉙　ＶＥ方式、設計・施工一括発注方式及び総合評価落札方式について試行し、総合評価落札方式運用ガイドラインの策定等により、適用件数の拡大を図るとともに、これまでに実施したＶＥ方式等による工事について、導入効果の検証を実施しました。

〔ＶＥ方式等適用工事割合：　５.３％〕

㉚　入札・契約情報の容易な入手環境を整備するとともに、一部電子入札を開始し、対象範囲を順次拡大しました。

〔電子入札実施率：　１０．６％〕

Ⅲ　市町村の自立的･主体的行政の促進

1　市町村の自立に向けたサポート

㉛　平成１７年度新たに移譲するとした７２項目のうち、５６項目の移譲を実現しました。
　県内２９市町村（平成１７年１０月１日現在）のうち、１３市町村が移譲を受け入れしました。
　平成１８年度に向け、新たに８項目を移譲項目として追加しました。
〔移譲権限数：　５６項目〕

㉜　市町村への委託対象となる事務事業の洗い出しを行い、除雪等の道路管理や県営住宅の管理について業務委託の可能性を検討するとともに、道路除雪については、各地域振興局管内でモデル路線を設定し、試行的に一部実施しました。

㉝　地域の一体性の速やかな確立や活力に満ちた個性豊かな地域社会を実現するため、合併市町村の新たなまちづくりに対し、各種支援を行いました。

㉞　合併前には町村職員に対する生活保護実務研修を実施し、合併後は新市福祉事務所に対し県専門職員を派遣するなど、新設福祉事務所に対する支援を行いました。
〔専門職員の派遣数：　４人、受け入れ実務研修者数：　９人〕

㉟　個人住民税の収入率向上に向けて、市町村との連携・協力体制をより実効性のあるものにするための具体策を検討し、実施しました。〔個人県民税収入率：　９２．７６％〕

2　広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進

㊱　北東北のグランドデザインを策定するとともに、北東北広域連携推進協議会等で広域連携塾、交流会などの広域連携事業を推進し、女性を中心とする三県連携のネットワーク構築に向けた活動を展開しました。また、環鳥海イベントや連携フォーラムを開催し、秋田・山形県際間の連携を推進しました。〔他道県との広域連携事業数：　６３事業〕

㊲　フォーラムや意見交換会を開催するとともに、出前講座等に出向き、広域行政に対する県民の理解と関心を深めました。　〔討論会等参加者数：　４００人〕

Ⅳ　分権型行政運営システムの整備

1　知事部局の組織の再編･見直し

㊳　知事直轄の知事公室を新設しました（５月）。

㊴　学術国際部を新設しました（５月）。

㊵　総務部と企画振興部を統合し総務企画部を設置しました（５月）。
　総務事務の集中化・ＩＴ化により、内部管理事務の省力化を進め、大幅な人員と経費の削減を図りました。

㊶　県の重点施策を効果的・効率的に推進するため、課の再編・新設、チーム２１の設置、類似業務・関連業務の一元化、公共事業部門の業務体制の一元化等、組織体制を整備しました。

㊷　県福祉事務所の統合、県北・県南児童相談所の設置等、市町村合併の進展に対応した地域振興局や地方機関の組織体制を整備するとともに、「企画監」の配置や政策情報班の設置など東京事務所の体制を強化しました。

㊸　「新たな視点に立った組織体制の見直し」と「効率的な企業経営の推進による足腰の強い財務体質の構築」を目指し、『秋田県公営企業改革方針』（平成１６年３月策定）に基づき、平成１８年度の知事部局編入に向けて、３課体制を２課体制にし、土地造成事業を廃止するなど公営企業全般にわたる改革に取り組みました。

２　知事部局以外の機関の改革

㊹　児童生徒減少への対応や効率的な学校経営を推進するため、学級減や学校統合を推進するとともに、退職者不補充等により、教職員定数の縮減を図りました。

〔教職員定数：　１１,３９７人（Ｈ１６）　→　１１２１８人（Ｈ１７）　△１７９人〕

㊺　全県にわたる初動体制、夜間体制及び機動力を強化するため、警察署等を統合・再編しました。　〔18警察署、38交番、190駐在所　→　15警察署、46交番、100駐在所〕

町内会に安全部会、小学校の学区ごとに地域安全の会を設置して、自主的な地域安全活動を行う地域安全ネットワークが本格的に運用を開始しました。

〔刑法犯認知件数：　８,６０４件　〕

㊻　人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局の次長制を廃止し、人事委員会事務局、労働委員会事務局について１課体制とするとともに、総務事務のＩＴ化等により職員数を縮減しました。

〔事務局職員数：　５０人（Ｈ１６）　→　４２人（Ｈ１７）　△８人〕

㊼　議会事務局職員２名を非常勤化するとともに、議会運営委員会小委員会を設置し、決算審査の見直し、県民から意見要望を募集するシステムの構築等、諸改革の検討を行いました。

〔事務局職員数：　３５人（Ｈ１６）　→　３４人（Ｈ１７）　△１人〕

３　公設試験研究機関の改革

㊽　効率的で横断的な研究運営と研究機能向上を図るため、試験研究推進課を設置し、公設試験研究機関の所管の一元化を図るとともに、重点研究分野を特定するため、中長期ビジョンを検討しました。

〔新規公設試連携研究テーマ数　６件、新規産学官共同研究プロジェクト数　５件〕

㊾　「脳研センター研究評価システム」を政策評価条例に基づく研究課題評価へ移行するための検討を行うとともに、「脳研センター研究評価システム」に基づき、平成１８年度における新規プロジェクト研究を対象とした研究評価を実施しました。

〔外部資金導入件数：　９件〕

４　地方独立行政法人化への取組

㊿　県立病院行革プロジェクト検討チームを設置し、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターについて地方独立行政法人化及び地方公営企業法の全部適用における効果や課題についての検討を行い、効果や課題を比較した内容での報告書を作成しました。

(51)　公立大学法人秋田県立大学の定款を制定し、法人設立認可申請を行うとともに、アグリビジネス学科設置に係る届出を行いました。

５　職員の政策形成能力の向上

(52)　人事評価を実施する機関を知事部局以外の機関に拡大し、評価結果の昇任等への反映を見据えた、評価方法の改善を図るとともに、評価者全員に対する評価者研修を実施しました。

⑬　職員自らが将来経験したい仕事について、目標を設定し能力開発に取り組むためのキャリア形成研修、女性職員の登用を見据えた女性職員の管理能力向上のための研修を行いました。

語学検定試験、公的資格取得、大学の科目履修、学会等への参加、海外での見聞を広げる活動など職員の自己啓発活動への参加を奨励し、職務免除や休業制度を活用したサポートを行いました。

６　庁内分権等の更なる推進

⑭　緊急課題の発生など年度内の業務量の増減等への柔軟な対応を可能とするため、年度途中における職員の部局内配置換発令を各部局長へ移譲しました。

中長期的な特定課題の処理に当たって、業務活動に幅広い裁量度を有し、専門職として権限と責任を併せ持つポストを創設し、機動的かつ効率的な対応を可能としました。

⑮　現行の部局主体予算編成手法に対する庁内各部局の意向を把握し、成果、課題点を抽出したほか、将来の財源見通しを提示し、部局が主体となって予算の見直し方針を作成（スプリングレビュー）し、検討結果を１８年度当初予算編成方針に反映しました。

政策評価システムについて、職員の意識啓発を図るとともに、評価の客観性や信頼性を確保し制度の一層の充実を図るための取組を進めました。

７　危機管理体制の充実

⑯　新潟県中越地震等を教訓に防災上の諸課題について検討し、地域防災計画の修正作業に着手すると　ともに、マニュアル等の作成に取り組みました。

危機発生時の情報収集を迅速に行うための２４時間職員常駐態勢の充実・強化を図るとともに、職員の的確な対応力を向上させるためセミナーや訓練等を実施しました。

ＤＩＧ訓練指導者を養成し、県民への普及・啓発活動を実施することにより、危機管理体制の充実・強化を図りました。　〔ＤＩＧ訓練指導者数：　２３０人〕

⑰　国が定めた基本指針に基づき、避難や救援等の措置に関する県の「国民の保護に関する計画」を策定するとともに、組織体制や連携体制等を整備しました。

Ⅴ　低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

１　財政健全化の推進

⑱　定員適正化計画に基づく職員数の縮減等による人件費の縮減、ＩＰ電話の導入等による庁費的経費の縮減、県単独補助金の見直し、投資的経費の重点化による公共事業の見直しなどを推進したほか、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の促進により歳入の確保を図りました。

〔人件費（H17 当初一般会計）：169,897,067 千円（対前年：△ 3,668,371 千円、△ 2.1 %〕

〔臨時的任用職員の縮減：　対前年△48, 347千円、△5. 8%、21人〕

〔ＩＰ電話の導入による通信費の縮減：　約４千万円／年〕

〔県単独補助金縮減（H17 当初）：　約１３億６８百万円〕

〔未利用資産の処分の推進：　２１箇所、306,363 千円〕

〔個人県民税収入額（H17 当初）：　12,545,800 千円（対前年比 102.1 %）〕

２　IT活用による内部管理事務の効率化

⑲　各所属で行っていた職員手当等の認定申請や共済組合、職員互助会の給付金請求などの紙ベースの申請書や届出書を電子化し、職員自身による入力（発生源入力）を基本とするとともに、これらの認定業務を総務事務センターに一元化することにより、事務処理の効率化を図りました。

〔総務事務担当職員数：　３７０人（H16）→３４３人（H17）、△２７人　〕

⑳　さらに、これらの決裁についても、電子決裁基盤との連携により決裁の迅速化や決裁状況の透明化、紙ベースでの出力・保管の手間を省きました。

〔電子決裁導入業務数：　４業務　〕

３　公共事業の効率化とコスト縮減の推進

㉑　秋田スペックの拡充のための体制を整備し、取組事例集を編集するとともに、その趣旨と内容を周知し、具体の工事への適用を進めました。

〔秋田スペック登録事例数：　農林水産部２０件、建設交通部５８件〕

〔秋田スペックの適用工事割合：　農林水産部２６.３％、建設交通部２５.０％〕

㉒　ユニットプライスの設定、実施要領制定など新たな積算手法による工事発注に必要な図書等を整備し、対象工事の抽出等を行うとともに、県単舗装工事の発注を行いました。

〔ユニットプライス型積算による発注割合：　２７.０％〕

㉓　公共事業共有統合データベースシステムの開発業者を選定し、電子発注・電子納品等のシステム開発、試験運用を行いました。

４　定員適正化計画の見直し

㉔　実施計画に掲げた事務事業の縮減と組織体制の再構築により、行政事務の減量化を図るとともに新規採用者の抑制に努めた結果、計画を上回る職員数の縮減を実現しました。

〔知事部局職員数：　4,359 人（H16）→　4,272 人（H17）、△８７人（△ 2.0 ％）〕

５　病院事業の合理化の促進

㉕　太平療育園の医療事務について外部委託を実施しました。

㉖・脳血管研究センター

適切な医療サービスを確保しながら経営の健全化を図るため、中期経営計画に基づき、より一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を行い、計画的・効率的な事業運営の推進に努めました。

〔入院・外来収益：　19.8 億円〕

・リハビリテーション・精神医療センター

中期経営計画に基づき、病院管理費の節減など事業の効率的な運営や精神保健福祉士の配置による病院機能の強化、医療サービスの向上に努め、経営の健全化を進めました。

〔入院・外来収益：　17.6 億円〕

６　施策事業の大胆な見直しによる重点化

㉗　施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを行い、施策事業の更なる重点化を図りました。

〔H18 廃止施策事業：　１３６事業〕

㉘　公共事業について、今後の社会資本整備の方向性等を取りまとめた「社会資本整備指

針」を策定したほか、施策・事務事業の見直し（スプリングレビュー）を実施し、その結果を踏まえて投資的経費全体の重点化を図りました。

また、公共事業部門の類似関連業務の一元化に向けた体制のあり方を検討しました。

㊾　スプリングレビューにおいて、施策事業の推進手法としての県単独補助金（嵩上補助金含む）のあり方を検討し、基本的な対応方針を取りまとめ、翌年度当初予算編成方針に反映しました。

〔嵩上補助金：　５７件中１９件を全面廃止、１５件を新規適用廃止〕

〔団体運営費補助金：　６６件中９件を５年以内に廃止、３２件を計画的に縮減〕

7　未利用資産の処分の推進

㊿　他部局から１４件の所管換を受け、過年度資産も含め２１件売却しました。

〔県有資産の一般売却額：　３０６，３６３千円〕

8　公債費負担の縮小

(71)　県債の発行を抑制し、県債残高を圧縮しました（52億円）。

〔県債残高：　11,905億円〕

(72)　新規発行債の３０年償還化及び借換債発行時の償還期間延長を進めました。

〔公債費（借換債除く）：　1,130 億円〕

9　業務改善の推進

(73)　車検時徴収制度の導入に関わる諸課題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めました。

(74)　平成１８年度からのコンビニエンスストアでの県税収納開始に向け、前倒しで所要の手続きを進めました。

(75)　事務の簡素化・迅速化を図るため、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を実施するとともに、新設についても総務課への事前協議を実施し、必要不可欠なものに限定しました。

また、それ以外の審議会等についても、審議会の活動状況や審議内容等を確認するため、担当課へのヒアリングを実施し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを進めました。　〔審議会等の統廃合数：　１６件〕

Ⅵ　第三セクターの整理･統合、合理化の推進

1　事業･組織形態の抜本的見直し

(76)(77)

所管課及び第三セクターと協議、調整のうえ、第２次第三セクター整理合理化指針を策定し、その方向性や目標を盛り込みました。

〔指針目標達成法人数：　第１次指針から引き継いだ法人　　７法人〕

〔指針目標達成法人数：　第２次指針から新たに加えた法人　２法人〕

2　自己責任に基づく経営の効率化

(78)　第三セクターの人材育成等を支援するため、人事交流システムに参加する対象法人を拡大し、１８年度には新たに１０法人の人事交流に向けた調整を進めるとともに、県関

与の見直しを図るため、第三セクターへの現職職員の派遣ルールについて検討を始めました。

〔人事交流実施法人数：　２７法人〕

⑲　第三セクターが自主的に顧客満足度調査を実施できるように、所管課と第三セクターに対し、調査の必要性や調査項目、他社の事例などについて説明し、理解の促進を図りました。

〔ＣＳ導入法人割合：　９３．９％〕

新行財政改革推進プログラム平成１７年度実施計画の推進状況

個別改革項目実施状況

実施状況　上段　　実施計画（目標）
　　下段　　取組結果（実績）

■ 行財政改革特定課題の推進

行革特定課題	実　施　状　況
効率的なＩＴ化の推進	■低コストで効率的なＩＴ化に全庁的に取り組みます。 ○ＣＩＯ（情報政策統括者）の設置（６月） ・平成１７年６月１３日に秋田県ＩＴ戦略本部を開催し、副知事がＣＩＯの職を担任する旨の設置要綱の改正を行いました。 ○ＣＩＯ補佐官（ＩＴ改革推進監）の設置（８月） ・平成１７年８月２２日付けで、ＣＩＯを補佐し行革特定課題解決に専従するＣＩＯ補佐官を外部からの公募により採用しました。任期３年。（応募者総数　１３名） 【ＩＴ改革推進監の具体的業務】 ・部局ＩＴ改革推進員とワーキンググループを構成し、技術面で全面的に支援する。 ・年度ごとに定める再評価対象システムの維持管理費について、予算要求段階までに再評価を行う。 ・新規システム開発や大規模カスタマイズ（ソフトの設定や設計の変更）に関して、計画段階、予算要求段階において事前審査を行う。 ○IT改革推進ワーキンググループの設置（９月） ・各部局で選出したＩＴ改革推進員を構成員とした、IT改革推進ワーキンググループを設置し、９月２１日に第１回の会議を開催しました。 ・部局ＩＴ改革推進員は所掌するシステムの効率化のため、ＩＴ改革推進監の指示によりシステムの調査分析や見直し、部局の改善計画を推進します。 ○システム棚卸し基礎調査の実施（９月～３月） ・維持管理業務の見直しやシステム最適化の基礎資料として活用を図るため、全庁のシステム棚卸調査を実施しシステム概要・設計内容・費用・管理状況セキュリティ対策等の整理分析を行いました。 ・対象システム：121システム ○個別システム維持管理業務の再評価（費用削減作業）の実施 ①主要１１システム維持管理業務の再評価（１０月～１月） ・平成１８年度当初予算に向け、年間維持管理費用が２千万円以上（H16ベース）となっている１１システムについて再評価を行いました。

	削減額　110,449 千円（△ 11.6 %） ②中規模システムの維持管理業務の再評価の実施（１月～３月） ・年間維持管理費が５００万円～２千万円までの２０システムについて、維持管理業務の１８年度委託時に向け、再評価を行いました。 削減額　25,659 千円（△ 4.5 %） **○新規システム開発・大規模カスタマイズ時の共通ルールの設定** ①IT調達の事前審査の実施（１０月～１月） ・平成18年度当初予算に向け、システムの新たな導入や既存システムの更新等（以下「ＩＴ調達」という。）にあたって、その必要性、緊急性、効果、所要見込額などについて、２６システムの事前審査を行いました。 ②調達手順書（暫定版）の作成（１月～３月） IT調達事前評価を踏まえて、調達手順書の暫定版を作成しました。 **○汎用コンピュータのアウトソーシングとクライアントサーバ化の検討（９月～３月）** ・汎用コンピュータのアウトソーシングやクライアントサーバへの移行について検討しました。
公用車の見直し	**■公用車の使用及び管理について見直し、一層の効率化・適正化に取り組みます。** ○ワーキンググループの設置（４月） ・総務課、人事課、財政課、管財課、運転技師で構成 ・４回開催 ○公用車実態調査の実施、調査結果の分析・検討（５月～１１月） ○見直し案の策定 **【見直しの基本方針】** **①公用車の集中管理及び運転職員の集中化** ・本庁及び各地域振興局において、公用車の集中管理と運転職員の集中化を行い、稼働率を８０パーセントに引き上げることによって、総台数の縮減、運転業務の平準化、各課における事務・保守管理業務の軽減を図ります。 **②リース契約による保有** ・県単独予算による車両の更新については原則リースとし、職員の安全安心の確保、車両管理業務の省力化等を図ります。 **③車両の小型化（軽自動車等）** ・軽自動車等で移動可能な業務については、リース契約により公用車を小型化しランニングコストの縮減を図ります。 **④運転業務委託** ・運転職員については、当面退職の状況を見極めながら運転業務の委託を検討していきます。 **⑤その他** ・稼働率が極端に低い公所については、公用車を配置せず借上車を活用。 ・車両の更新にあたっては、四輪駆動車の導入、エアバックの装着など職員の安全安心の確保について十分配慮します。 **【実施時期】** ・平成１８年度中に集中管理車両の特定、配車システムの構築、「庁用自動車管理規定」の改正等、集中管理に向けた課題の整理を行い、基本方針に基づいて平成１９年度から実施していきます。

Ⅰ　民間主体の地域づくりの促進

１　行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進

改革項目		実施状況
1	地域づくり基本指針等の策定	■地域づくりのあり方について、様々な機会を通じて県民と意見交換をしながら、協働による地域づくりの基本となる指針を策定します。
		○指針策定のための検討会議を設置し、指針の内容について検討しました。 ○県民等へのアンケート調査を実施したほか、ＮＰＯとの意見交換やホームページへの掲載を行い、県民の幅広い意見等を踏まえて指針の策定に取り組みました。 ・実施時期等 ７月　・準備会（第１回） ・県民等へのアンケート調査　（ＮＰＯ、県職員、市町村等） ８月　・準備会（第２回） ９月　・検討会議（第１回） １０月　・検討会議（第２回） 11～12月　・骨子に係る意見交換会等の開催（県南・県北・中央） ・意見集約及び各項目の整理 １～２月　・検討会議（３～５回）～素案の検討 ３月　・市町村、庁内各部局から意見聴取 ・意見集約、検討会議参加メンバーへのフィードバック ・検討会議（第６回）～最終案の協議・合意 【市町村・民間等との連携】 ○民間から募ったＮＰＯ等による検討会議を設置するとともに、県内３地区（県北、中央、県南）において、各地域で活動を行っているＮＰＯ等と検討会議参加団体等との意見交換会を行いました。
2	地域づくり活動の促進	■市民活動情報ネット等を通じて、地域づくり活動に関する情報提供に努めるとともに、地域づくり関係者、市町村の情報交換を支援します。
		○市民活動情報ネットの運営等（通年） ・ＩＴ活用による情報提供業務をＮＰＯ法人に委託して行い、関係各課との連携を図り、県民運動等に関する情報の充実を図りました。 ・遊学舎で行っていた相談・情報誌の発行業務について、新たに県北・県南地区を加えた３地区体制で実施し、情報収集体制の強化と地域に密着した情報の充実を図りました。 ○「秋田いろり塾ネットワーク」への支援 ・全県の地域づくり団体の連携組織である「秋田いろり塾ネットワーク」が行う、全県規模の交流会の開催や全国交流会への会員派遣を行う事業に対して助成を行いました。

		○地域づくり活動発表会 ・地域づくり活動の活性化と地域づくりへの関心を高めるため、県商工会議所連合会が主催する地域づくり活動発表会等に対して助成を行いました。 （１月２８日、「秋田のピカいち」決定戦、遊学舎） **○地域づくり活動への支援** ・地域のきらめき発掘事業により、地域の地域活動団体等が行う地域づくりワークショップ等の開催や地域づくりイベント等の実施について助成を行いました。 地域のきらめき発掘事業補助金　１１９件 **【市町村・民間等との連携】** ○民間レベルでの情報交換の拡大に取り組むとともに、地域づくりイベント等の実施においては、市町村との連携を図りました。
3	**コミュニティビジネスの推進**	**■民間団体と協働しながら普及啓発に努めるとともに、コミュニティビジネスの立ち上げを支援します。** **○普及啓発** ・中間支援団体と協働してコミュニティビジネスの普及啓発を目的としたセミナー等を県内３地区で開催しました。 県北地区　10月　大館市（実施主体：ＮＰＯ法人秋田県北ＮＰＯ支援センター） 内容　：（１）講演　（２）意見交換会 参加者：３０名 中央地区　9月　秋田市（実施主体：ＮＰＯ法人あきたＮＰＯセンター） 内容　：（１）対談　（２）具体例の紹介　（３）意見交換 参加者：２５名 県南地区　12月　横手市（実施主体：ＮＰＯ法人秋田県南ＮＰＯセンター） 内容　：（１）講演（２）事例紹介（障害者・就労支援、子育て支援） （３）意見交換会 参加者：１５名 **○開業サポート** ・コミュニティビジネスの立ち上げを支援するため、開業に要する経費について助成しました。 コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金　２０件 募集期間　平成１７年６月１日～平成１８年１月３１日 **○支援環境整備** ・市町村によるコミュニティビジネスの支援体制を整えるため、市町村と連携した研究会の開催について検討し、平成１８年度に実施することとしました。 **【市町村・民間等との連携】** ○市町村によるコミュニティビジネスの支援体制を整えるため、市町村と連携した研究会の開催について検討し、平成１８年度に実施することとしました。

２ 県有施設の管理運営委託の推進

改革項目		実施状況
4	県直営施設の指定管理者制度への移行	**■総合生活文化会館、田沢湖高原駐車場及び十和田湖公共下水道の県直営３施設について、平成１８年４月の指定管理者制度導入に向けた手続きを進めるとともに、７施設について移行に向けた課題の洗い出しを行います。**
		○施設設置条例の改正 ・施設設置条例を改正し、指定管理者に行わせる業務の範囲（施設の維持管理の範囲、業務内容）や管理の基準（休館日、開館時間等）など指定管理者による管理についての規定を整備しました。 ・総合生活文化会館（音楽ホール、練習室、美術展示ホール、研修室、秋田まるごとプラザ）（１７年６月議会） ・産業振興プラザ（１７年１２月議会） ※田沢湖高原駐車場については、平成１８年１１月に指定管理者制度に移行予定。十和田湖公共下水道については、平成１８年４月から指定管理者制度に移行する予定でしたが、北部流域下水道と一体的な指定管理者制度への移行可能性を平成１８年度中に検討することになりました。 **○指定管理者の決定** ・秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき手続きを進め、部局毎に設置する指定管理者（候補者）選定委員会において、指定管理者（候補者）の選定を行い、議会の議決を経て指定管理者を指定しました。（管理の開始：１８年４月） ・総合生活文化会館（音楽ホール、練習室、美術展示ホール、研修室、秋田まるごとプラザ）（１７年１２月指定） ・産業振興プラザ（１８年３月指定） **○７施設の指定管理者制度への移行スケジュール検討** ・所管課との話し合い等を通じて、１８年度の本検討に向けた課題の洗い出しを行いました。 障害者自立訓練センター、農業科学館、大館・岩城・保呂羽山少年自然の家 近代美術館（管理部門の委託検討）、県立博物館（管理部門の委託検討） **【市町村・民間等との連携】** ○指定管理者の募集等について、民間、ＮＰＯ、ボランティア団体等の参入を促進するため、県のホームページ等で周知しました。
5	管理委託施設の指定管理者制度への移行	**■６３施設について平成１８年４月の指定管理者制度導入に向けた手続きを進めるとともに、２施設について廃止、１施設について市町村への譲渡を検討、１施設について組織再編を行います。**
		○指定管理者制度導入に向けての関係条例の改正（６月議会、１２月議会） ・施設設置条例の中に指定管理者による管理についての規定を定めるとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲(施設の維持管理の範囲、業務内容)について検討し、改正しました。また、管理の基準(休館日、開館時間等)について規定の整備を行いました。

		○指定管理者の決定（１２月、３月） ・指定管理者の募集要項の策定及び審査基準の設定を行い､募集を開始しました｡(７月～) 　また、部局毎に設置する指定管理者（候補者）選定委員会において、指定管理者（候補者）の選定を行い、１２月又は２月議会における議決を経て指定管理者を指定しました（６２施設)。 **○施設の廃止・再編等** ・組織再編により直営化した施設（４月：１施設） 　スポーツ会館を直営化し、スポーツ科学センターとして再編 ・他の施設等への機能統合又は業務集約を進めた施設（～３月：２施設） 　・福祉保健研修センター（社会福祉会館の機能に統合して廃止） 　・母子福祉センター（ひとり親家庭就業自立センターに業務集約して廃止） ・廃止した施設（３月：１施設） 　椈森牧場 **【市町村・民間等との連携】** ○指定管理者の募集等について、民間、ＮＰＯ、ボランティア団体等の参入を促進するため、県のホームページ等で周知しました。

３　県有施設の市町村･民間への譲渡の検討

改革項目		実施状況
6	**市町村への譲渡の検討**	**■①広域交流センター** **・９カ所の広域交流センターのうち、市町村合併で誕生する地元自治体が自らの施設として住民の効果的な活用を検討している施設について、譲渡に向けた協議・検討を進めます。** **②矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトー」** **・旧矢島町が譲渡を受ける旨の県と町とで取り交わされた確認書に基づき、譲渡のための条件について由利本荘市と協議を継続し、今後の対応について基本方針を取りまとめました。**
		①広域交流センター ・平成１７年３月２２日、鷹巣阿仁広域交流センターを北秋田市に前倒しで譲渡しました。(登記　平成１７年６月２１日) ・平成１７年６月１日、横手平鹿広域交流センターを横手市に譲渡しました。 （登記　平成１７年６月２１日） ・平成１７年１２月１日、大館広域交流センターを大館市に譲渡しました。 （登記　平成１７年１２月１４日） ・平成１７年９月２７日、大曲仙北広域交流センター及び角館広域交流センターについて、１９年度をめどに譲渡を受けたいとの意向を確認しました。 **②矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトー」** ・譲渡の前提として由利本荘市から要望がある当該施設の修繕・整備の内容について、同市と協議を継続しました。 　今後の基本方針として、さらに具体的な整備内容の検討や課題解決を進めることを確認しました。

		【市町村・民間等との連携】 ○広域交流センターを地元自治体が一貫して管理運営することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な施設運営や多様なサービスの提供が増大し、魅力的な地域づくりを促進することが期待されます。
7	**県有観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討**	**■①県有観光施設** **・平成１６年度に行った「県有観光施設の今後のあり方」の検討結果を踏まえ、市町村・民間への譲渡や指定管理者制度導入等に向けて、地元自治体や管理運営委託先などと可能なものから協議を進めるとともに、指定管理者制度導入のために必要な条例制定等の諸手続を行いました。** **②地域活性化施設** **・地元自治体に対し地域活性化施設（スポーツ施設・広域交流センター等）の今後のあり方について意向調査等を実施し、譲渡の可能性を検討します。**
		①県有観光施設 ○県有観光施設のうち平成１８年度から指定管理者制度の導入が必要な次の１１施設について、関係条例の制定、指定管理者の指定等、所要の手続きを進めました。（平成１７年５月～） ・宿泊施設４施設 ・オートキャンプ場５施設 ・仁賀保高原サイクリングロード ・秋田ふるさと村 ６月議会　個別設置条例の改正 ７月～　指定管理者（候補者）の募集 ９月～　指定管理者（候補者）の選定 １２月議会　指定管理者の指定の議決 １２月　指定管理者の指定 ○「県有観光施設の今後のあり方」の検討を行った施設のうち次の４施設について、地元自治体と譲渡の可能性や課題等について協議を開始しました。（平成１７年５月～） ・観光情報センター（二ツ井、鹿角） 観光情報の提供や物産展示販売等を行う地域の重要な拠点施設となっているため、必要な修繕等の検討も含め、地元自治体と譲渡の可能性について協議を開始。 ・仁賀保高原サイクリングロード 民間が安定的な経営を行うには難しい施設であるが、地域の観光振興に効果がある施設であるため、地元自治体と譲渡に向けた協議を開始。（指定管理者制度導入手続きも実施） ・鳥海観光道路 県が地元自治体に無償で貸し付け、地元自治体が管理している施設であり、道路管理者の所有が望ましいことから、地元自治体と譲渡の可能性について協議を開始。 **②地域活性化施設** ・スポーツ施設については、「地域活性化施設（スポーツ施設）運営のあり方」に係る地元自治体の意向等の状況把握を実施（平成１８年２月）し、その結果に基づき県、地元自治体の役割分担について整理等を進めています。 ・広域交流センターについては、地元自治体の意向を確認のうえ譲渡に向けた協議

		検討を進めました。 ・鷹巣阿仁広域交流センター（北秋田市）、横手平鹿広域交流センター（横手市）大館広域交流センター（大館市）については譲渡済み。 ・大曲仙北広域交流センター及び角館広域交流センターについては、１９年度をめどに譲渡を受けたいとの意向を確認しました。 **【市町村・民間等との連携】** ○県有観光施設については、民間のノウハウを生かした質の高いサービスが求められ、また、地域に密着した取組が期待できる市町村の役割が重要となってきていることから、民間や地元自治体との情報交流に努めました。

４　事務事業のアウトソーシング等の推進

改革項目		実施状況
8	民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表	**■県の事務事業について総点検を行い民間委託が可能な事務事業をリストアップし、これを県のホームページで公表するとともに、関係業界等に対する説明会を開催します。**
		○事務事業の点検（スプリングレビュー）による委託可能な業務の洗い出しとリストアップ ・県業務について、業務の性質等に応じて分類化を図り、民間委託の可能性のある事務事業の洗い出しを行い、そのリストを作成しました。 **○民間委託可能業務の公表** ・リストアップされた民間委託可能な事務事業を県のホームページで公表しました。 **【市町村・民間等との連携】** ○県業務の民間委託は、民間活力の活用による効率的で良質なサービスの提供や民間活動の活発化につながることが期待されることから、民間の協力を得ることができるようにホームページ上で周知し理解の促進を図りました。
9	ＰＦＩの活用	**■県が行う大規模公共事業の構想段階において、ＰＦＩ事業として実施するか否かを判断するＰＦＩ簡易評価マニュアルを策定し、平成１７年度においては１件の簡易評価を実施します。**
		○ＰＦＩ簡易評価マニュアルの作成（１月） ・ＰＦＩ事業の適否の判断をスピーディに行うため、簡易評価マニュアルを策定しました。 **○大規模事業計画の実態把握（１月）** ・ＰＦＩの適用対象となる大規模事業計画の有無について確認しました。 **○簡易評価の実施（３月）** ・大規模事業計画の実態を踏まえ、簡易評価マニュアルに基づき秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想について評価を実施しました。

		【市町村・民間等との連携】 ○民間が主体となるＰＦＩ方式に対する理解を深めるため、県ホームページ等による情報提供を行いました。
10	あきた産業振興機構（現あきた企業活性化センター）への企業サポート関連業務の集約化	■これまで複数の県機関が企業支援を行っていましたが、１７年度からは一貫して同一の機関が行うことができるよう、企業支援の中核的機関と位置づけられている財団法人あきた企業活性化センターに対して、県機関が担っている企業サポート業務のアウトソーシングを行い、企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能を充実、強化します。 　また、あきた企業活性化センターと密接な連携をとって企業サポートを行う知的所有権センターの１８年度移設に向けて準備を行います。
		○あきた企業活性化センターへの業務移管（４月） ・産業経済政策課マーケティング室、商工業振興課技術移転促進チーム、企業支援センターを廃止し、平成１７年４月１日付けで当該機関の機能を（財）あきた企業活性化センターに移管統合しました。 ・県業務のアウトソーシングにより一段と複雑化、高度化する財団業務を統括するため、ゼネラルマネージャー（商工業振興課企業専門監）を配置し、当マネージャーをはじめとする営業統括グループによる企業の課題解決のための支援策の提案からフォローアップまで一貫した支援を行うとともに、企業訪問等を通じて企業ニーズの発掘を行っています。 ○知的所有権センター移設の準備 ・工業技術センターからの移設を予定している知的所有権センターの産業振興プラザ内での受け入れ準備を行いました。 ・３月１４日付けで特許庁より知的所有権センター申請内容の変更について承認を得ました。 【市町村・民間等との連携】 ○県、（財）あきた企業活性化センター及び商工団体が連絡会議等を通じて、各事業の調整等を行っています。特に創業支援機関、庁内関係各課で構成する創業支援連携会議においては、各事業の共同ＰＲ、セミナー等の日程調整などによる効果的支援の実施や現在実施している創業塾等、個々の講座やセミナー等の拡充を図ることができました。

５　民間活力を生かした地域活性化の推進

改革項目		実施状況
11	民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和	■民間活動を阻害する規制等を緩和するため、県の条例・規則等の見直しを行うほか、国の規制については、構造改革特区や地域再生支援制度を活用し、規制の緩和を図ります。
		○　分権改革ＷＧ及びスプリングレビューによる規制緩和対象事務の掘り起こし ・ スプリングレビュー等を通じて１４５件の事務について見直しを行い、５９件

（Ｈ１７年度実施５４件、Ｈ１８年度実施５件）について規制緩和を実施したほか、構造改革特区に２件申請を行いました。

【規制緩和の例】
・秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（提出書類の簡易化）
・秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（有効期間を５年に延長）
・美容師法施行条例（作業着の色を選択可能とする）
・秋田県行政財産使用料徴収条例（使用単位を日割りから時間単位へ変更）
・興業場法施行条例（喫煙所の必置規制の撤廃など）　　等

○　県ＨＰによる意見募集
・分権改革推進室のＨＰで意見募集を行っています。

○　県広報紙による意見募集
・県広報１０月号に規制緩和に関する意見募集を掲載しました。

○　構造改革特区認定
・指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とする「秋田デイサービス特区」が認定されました。
・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和を認めた「能代里山どぶろく特区」が認定されました。

【市町村・民間等との連携】
○地域振興局単位で市町村に対する説明会を開催（５月、県北、中央、県南ブロック）
○商工会議所等民間事業者が出席する会議において、制度説明及び提案要請を実施。（６月～７月、５団体、１３０人対象）
○これらの結果、特区については６件の相談があり、２件は認定、１件について認定に向けて取り組んでいます。

12	**許認可手続等の一元化・窓口連携の推進**	**■一の事案について複数の許認可手続を要し、また許認可部局が異なるものについて県民の利便性を図るため、手続の一元化や窓口連携を進めるとともに本庁から地域振興局への権限移譲を進めます。** **　また国・県・市町村など許認可権者が異なるものについても地域再生制度の活用や市町村への権限移譲等を進め、県民の利便性を高めます。**

○対象事務の洗い出し
・スプリングレビューの実施により、各部局において、一の事案について複数の許認可が必要なものなど､手続の一元化や窓口連携すべき事務の洗い出しを行いました。（平成１７年１２月）
・申請手続の改善について団体等県民の意見を聴取します。（平成１８年３月）

○許認可事務連携マニュアルの作成
・土地関係許認可事務については、窓口連携の推進を図るため、土地利用ガイドブックを作成しました。（平成１８年３月）

○改善方策の検討・実施
・権限移譲を受け入れる市町村の拡大を図りました。

＜窓口の一元化につながる権限移譲項目＞

	移譲市町村数	
	H17 実績	H18 見込
育成医療の給付	1	0
養育医療の給付	1	3
バリアフリー適合証の交付	2	0
浄化槽の設置の届出	5	2

【市町村・民間等との連携】

○全市町村を対象にブロック毎に説明会を開催しました。

○全市町村を対象に権限移譲に関するアンケート調査（受入要望、条件など）を実施しました。

○１７市町村長を訪問し、権限移譲を勧め、意見交換しました。

---

13 **公共施設の多目的利用の推進**

■県単独補助事業により整備された施設について目的外使用を進めるとともに、国庫補助事業により整備された施設について地域再生支援制度を活用した目的外使用を推進します。

また、個々に目的の異なる施設においてもこれを複合化することによりサービスの向上等につながる施設については、構造改革特区制度を活用し、国による規制緩和を推進します。

○　県ＨＰによる提案募集

○　県広報紙（１０月号）による提案募集

○　国庫補助施設の目的外使用

・十文字町環境改善センターの目的外使用について、東北農政局に申請を行い、Ｈ１７年８月に承認を受けました。

○　構造改革特区認定（Ｈ１８年１月認定）

・指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とする「秋田デイサービス特区」が認定されました。

【市町村・民間等との連携】

○市町村（県北、中央、県南ブロックで開催）及び民間団体（６団体に説明）に対する説明会を開催しました。

---

14 **行政サービスの民間等への積極的な開放**

■民間や市町村が実施することでより効率的で効果的なサービスの提供が期待できる業務の掘り起こしを全庁的に行うとともに、地域再生制度等のＰＲや業務の受け皿となる関係団体への説明等を行います。

○対象事務の洗い出し（スプリングレビュー）

・各部局において、民間や市町村が実施することでより効果的で効率的なサービスの提供につながる事務の洗い出し作業を進めました。

・民間への業務委託対象事務　９７件（平成１８年度委託見込み　９件）

○構造改革特区等の更なる周知と県民等の要望把握

・商工団体等に対して構造改革特区制度及び地域再生制度の説明会を開催し、特区制度や地域再生制度の理解促進を図りました。

・１７年１０月　県広報紙による提案募集

		【市町村・民間等との連携】 ○市町村や民間団体へ特区及び地域再生制度を周知し、随時相談を受けました。 ・県北、中央、県南ブロックで市町村説明会開催 ・民間６団体に対して説明会開催（１３０人参加） ○特区についてはこれまで相談が６件あり、そのうち３件は認定申請に向けて具体的な動きがありますが、いずれも「行政サービスの民間への開放」には該当しません。
15	推進体制の整備	■民間や市町村からの提案・要望に機動的に対応できる体制を整備します。
		○民間・市町村からの提案・要望を掘り起こしながら規制緩和、市町村への権限移譲、地域再生等の業務を一元的に推進する体制を整備するため、分権改革推進室を新設しました。（５月） ○地域住民や市町村からの提案・要望の受付窓口を各地域振興局に設置しました。（４月）

６　新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組

改革項目		実施状況
16	民間主導の県民運動の展開	■全庁的に県民運動に関する情報を共有するとともに、遊学舎や地域振興局に専用コーナーを設置し、定期的な情報交換を行います。 【秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に向けた県民運動の展開】 ■県民総参加による県民運動を展開するため、一人一役ボランティアとしての参加とボランティアサポート体制の整備を図ります。
		○ＩＴを活用した情報提供（通年） ・市民活動情報ネット内のイベントカレンダーを活用して、関連イベント等の開催に係る情報を一元的に提供し、県民が参加し易い環境を整えました。 ○県民運動専用掲示板の設置（通年） ・遊学舎及び各地域振興局内に県民運動専用の掲示板を設置し、実施中の県民運動の状況について適宜情報提供しました。 　また、雄勝地域振興局に県民運動関連の「県民交流サロン」を設置しました。（９月） ○パネル展の開催（随時） ・遊学舎内で、強化月間や推進月間に合わせて、パネル等を展示し、実施中の県民運動の周知を図りました。 【秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に向けた県民運動の展開】 ◇広報ボランティアの拡充 ○広報ボランティアの登録拡充と県内のイベント会場などでの広報活動の展開 ・広報ボランティア交流会（平成１７年７月１０日） ・開催２年前県民総参加運動推進大会（平成１７年１０月８日）他県内イベントでＰＲ

◇専門ボランティア（手話、要約筆記）の養成開始

・簡単な日常会話ができる人を対象とした手話ボランティアの登録と養成講習会の開催（平成１７年７月～１１月）

・手話ボランティア養成講習会の受講者数　２３１名

・手話ボランティア登録者数　２５１名（内訳：講師３６名、受講者２１５名）

・要約筆記ボランティア指導者養成講習会の開催（Ｈ１７年１０月～１１月）

・要約筆記ボランティア養成講師研修会の受講者数　２９名

・大会サポーター（障スポ大会参加チーム・選手をサポートするボランティア）の養成校連絡調整会議の設置（平成１７年８月３１日）

・講師養成講座実施（平成１８年１～２月、計７回）

◇運営ボランティア募集開始

・大会本番において、開・閉会式会場、プレスセンター、総合案内所などに配置し、県実施本部の業務を行う運営ボランティアの募集、登録（平成１７年１１月～）

・運営ボランティア登録者数　４３４名（３月３１日現在）

◇ボランティア組織結成への支援

○運営ボランティア等を対象とした研修会や交流会の開催、情報提供を行うサポートボランティアの体制整備のための拠点づくりへの支援

・ボランティア交流会（平成１７年１２月１１日）　参加者数　２００名

・ボランティア研修会（平成１８年３月 18、19、22 日、参加者数 延べ２６０名）

○秋田スポーツボランティアサポートチームに対する運営委託内容：事務スペース借り上げ、ホームページ管理・運営、研修会・交流会運営企画等

・秋田スポーツボランティアサポートチーム設立（平成１７年６月１８日）

・会員数　３８名（３月３１日現在）

・ボランティアホームページ立ち上げ（平成１７年１０月３１日）

・運営ボランティア登録者の名簿の管理（平成１７年１１月１日～）

◎年度別県登録ボランティア目標人数

ボランティアの種類	16 年度末	17 年度末	18 年度末	19 年度（大会開催時）
○広報ボランティア	60	100	150	※運営ボランティアとなる
○専門ボランティア		150	800	1,500
手話・要約筆記		150	300	500
大会サポーター			500	1,000
○運営ボランティア		750	3,050	3,500
計	60	1,000	4,000	5,000

【市町村・民間等との連携】

○広報ボランティアの活動

・秋田スポーツボランティアサポートチーム（オーレわか杉）の主体的な運営による広報ボランティア活動の実施（委託業務）

○専門ボランティア（手話、要約筆記等）の養成開始

・秋田県聴力障害者協会による募集・養成講座の実施（業務委託）

①手話ボランティア養成講習会　県内９会場

１会場：２０講座（１会場２０～３０名）

会場地内訳：大館、能代、秋田３、大仙、由利本荘、横手２

②要約筆記ボランティア養成講師研修会（手書き・パソコン）

各１会場：秋田（各７講座）

受講者内訳：手書き１５名、パソコン１４名

・各市町村や地域の手話サークルなどによる募集ＰＲ活動

		・県内の各大学等による大会サポーター養成校連絡調整会議の開催、養成カリキュラムの作成 ○運営ボランティア募集開始 ・県と市町村の連携による運営ボランティアの確保（窓口でのリーフレット配布） ・各種県民運動団体による団体構成員に対する周知、ＰＲ活動 ○ボランティアサポート組織が実施する各種サポート事業への支援 ・「オーレわか杉」によるボランティア交流会・研修会の実施、ボランティアホームページの運営・管理、会報誌の発行（委託業務）
17	県民運動の総合的な推進体制の整備	■県民運動を総合的に推進するための推進体制を整備します。
		○県民運動の総合的な推進体制を整備するため、県民文化政策課内に地域活動支援室を設置しました。（５月）

７　ボランティア・NPO活動を促進する環境整備

改革項目		実施状況
18	ＮＰＯとの協働の推進	■ＮＰＯの特性である専門性や先駆性を生かした企画提案事業の実施を中心として、ＮＰＯとの協働を進めます。
		○ＮＰＯ企画提案事業の実施 ・ＮＰＯの企画案の中から選定し、次の２事業を委託して実施しました。 ①事 業 名　バーチャル工房を介した障がい者の在宅就労に関する調査・研究事業 団 体 名　特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」 事業期間　６月～３月 ②事 業 名　森吉山麓を舞台とした「ふるさとツーリズム」モデル事業 団 体 名　特定非営利活動法人冒険の鍵クーン 事業期間　６月～３月 ○協働のコーディネート等 ・県庁各課とＮＰＯとの協働実施事業についての調査を行いました。（４月） ・ＮＰＯの意向調査と情報提供 協働を希望するＮＰＯの意向を調査し、その情報を整理し、県庁各課が協働する際の参考資料としての活用を図りました。（６月～３月） ・県庁各課が協働で事業実施する際のＮＰＯ関連事項等について、必要な助言等を行いながら協働の推進を支援しました。（通年） 【市町村・民間等との連携】 ○ＮＰＯからの企画提案に基づく事業実施を中心に、ＮＰＯとの協働に取り組みました。

19	協働を進める仕組みづくり	■地域での中間支援機能の充実と協働を進める基盤整備に取り組みます。
		○中間支援機能の充実 ・遊学舎が全県を対象として行っていた情報誌の発行業務等を県北・中央・県南の各地域ごとに行うこととし、ＮＰＯに業務委託しました。（通年） ○ＮＰＯ活動基盤の整備 ・ボランティア・市民活動支援助成金 ボランティア・市民活動の活性化を図るため、活動に要する経費に対して助成しました。 〔助成対象事業〕①学習・研修事業　（募集時期　５月、９月） ②調査・研究事業　（　〃　〃　） ③器財整備事業　（　〃　〃　） ④啓発事業　（　〃　〃　） ⑤パワーアップ事業　（ 募集時期　４月　） 〔助成実績〕　・学習研修事業等（①～④） ７１件　１５，６２１千円 ・パワーアップ事業（⑤） 公開審査会　平成１７年６月５日（日）　遊学舎 応募件数　６件 採択件数　３件　２，６４３千円 ・ＮＰＯ経理・財務サポート事業 ＮＰＯの円滑な会計運営を進めるため、税理士等による会計事務の基礎確立に向け、個別相談会を県北、中央、県南３地区において実施しました。（１月） （県北地区）開催日　１月１１日（水） 場所　北部市民活動サポートセンター（大館市） 参加団体　２団体 （中央地区）開催日　１月２６日（木） 場所　遊学舎（秋田市） 参加団体　６団体 （県南地区）開催日　１月１３日（金） 場所　南部市民活動支援センター（横手市） 参加団体　３団体 ・市民活動普及啓発事業（車座会議の実施） ・ＮＰＯへの理解を深めるとともに市民活動参加への契機とするため、市町村と連携を図りながら、地域住民を対象とした意見交換会（車座会議）を実施しました。 ・能代市　開催日　９月２７日、１０月２７日、１１月２５日、１２月２２日、２月１３日（５回開催） 場　所　能代市中央公民館　ほか 参加者　ＮＰＯ等　１６人、市職員　５人、県担当者 ・大仙市　開催日　１０月３日、１１月１日、１１月２２日、１２月２０日、１月１８日（５回開催） 場　所　大仙市立中央公民館ほか 参加者　ＮＰＯ等　１５人、市職員　５人、県担当者 ・湯沢市　開催日　１０月５日、１０月２８日、１１月２１日、１２月

		１５日、１月１６日（５回開催） 場　所　　雄勝地域振興局ほか 参加者　　ＮＰＯ等 ２１人、市職員　５人、県担当者 **・行政との協働に関する意識調査及びガイドライン策定事業** 「地域づくり基本指針等」の策定過程において、アンケート調査を実施するとともに、協働に関しての議論を深めました。新たな行動指針等については、「地域づくり基本指針等」の中で整理することとしました。 **【市町村・民間等との連携】** ○ＮＰＯとの協働を推進するための基盤整備事業を実施したが、各事業の実施過程においても、ＮＰＯとの連携、協働を図りました。
20	県のサポート体制の充実	**■ボランティア・ＮＰＯ活動の促進のため、総合的・一元的なサポート体制を整備します。**
		○ボランティア・ＮＰＯ活動の促進のための総合的・一元的なサポート体制を充実させるため、県民文化政策課内に地域活動支援室を設置しました。（５月）

Ⅱ　県民との情報共有と県民サービスの向上

１　県民活動に役立つ多様な情報提供の推進

改革項目		実施状況
21	県民向け情報発信機能の強化	**■行政情報の提供機能を強化するため、全庁的な推進体制を確立するとともに、県民に対する県の施策の周知、課題の提起など、県民と一緒に考えるための広報の充実に向け、パブリシティを一層強化します。**
		○広報戦略プランの策定（１７年６月） ・５年後、１０年後の長期的な視点に立った県の広報広聴活動の方向と目標及び目標を達成するための具体的な手法を取りまとめた「**広報戦略プラン**」を策定。 **○広報広聴マニュアルの改正（１８年１月）** ・広報広聴活動を推進する際の基本的な考え方及び広報広聴媒体を活用する際の留意事項を解説した「**広報広聴マニュアル**」を改正。 **○広報戦略会議の設置（１７年６月）** **○推進体制及びパブリシティの強化** ・報道監及び報道専門員の新設（１７年４月～） ・広報活動責任者の設置（１７年６月～） ・ホームページを活用した重要場面での知事発言の紹介（「知事の今日の一言」等）（１７年４月～） ・報道機関への「県政の広報トピックス」（毎月１回）の提供（１７年４月～）

		・各部局等による報道機関へのレクチャーの開催(随時、８７回開催) （４月～） **○知事記者会見のインターネット中継開始（１７年８月～）** **○「美の国あきたネット」のトップページリニューアル（１８年３月～）** **○地上波デジタル放送の開始に合わせ、県からのお知らせとして「くらしの安全・安心、イベント情報」等の提供開始（１７年１２月～）** **【市町村・民間等との連携】** ○市町村における広報スキルの向上をめざし、広報コンクール（１８年１月）や広報担当職員の研修（１８年２月予定）を実施しました。
22	**多様な情報の積極的な提供**	**■県政の重点施策事業や重要課題について迅速な情報提供を行うとともに、地域づくり団体への情報提供の充実を図るほか、統計資料の県民への提供のあり方について検討し実行可能なものから取り組んでいきます。** **○重点課題広報の実施** ・テーマを「安全・安心で暮らしやすい秋田の創造」とし、知事部局、教育庁、県警本部と連携したメディアミックスによる集中的な広報活動を実施しました。 ・広報紙（１７年１０月） ・新聞（１７年１０月・１２月） ・イベント（１７年１１月） ・テレビ（１７年１２月、１８年２月） ・ラジオ（１７年１１月、１２月） ・上記広報の中で、各地の団体の活動を取り上げ、取り組み状況の情報提供を実施しました。 ・新聞　　２団体 ・テレビ　４団体 **○地域づくり団体等への情報提供の充実** ・関係各課との連携を強化し、地域づくり、県民運動等に関する収集情報の充実を図り、市民活動情報ネット等を通じて情報提供を行いました。(通年) ・前年度まで遊学舎で一括して行っていた相談・情報誌発行業務について、新たに県南、県北地区を加えた３地区体制でＮＰＯ法人に委託して実施し、より地域に密着した情報提供を行いました。(通年) ・市民活動情報ネットの運営をＮＰＯ法人に委託し、県内３地区の相談・情報誌発行業務と連携することにより、情報収集体制の整備と市民活動団体等の情報発信の充実を図りました。(通年) **○統計情報提供機能の強化** ・統計情報提供機能を強化するため、県立大、国際教養大等と連携した検討チームを設置し、統計情報の提供のあり方、システム等について検討を進め、ホームページ「美の国あきた」での統計情報の提供方法など可能なものから実施しました。 ・検討チーム発足　　４月 ・検討会開催（６月、７月、８月、９月） ・「統計情報提供機能強化検討報告書」として取りまとめ　１０月 ・報告書に基づき実施 ・統計相談窓口の設置（２月） ・庁内各課の統計情報を一元的に取りまとめてホームページに表示（２月）

		・身近で役に立つ統計情報の提供として、「シンプル統計あきた」をホームページ上で提供（１１月） **【市町村・民間等との連携】** ○民間委託した重点課題広報イベントにおいて、防犯・防災に対する県民意識を高めるため民間事業者５社の協力により、防犯・防災製品の展示を行いました。 ○市民活動団体等に対しては、連携を図りながら情報提供を進めました。 ○検討チームに、教育関係者及び市町村職員が参加することにより、統計情報提供機能強化のための取り組みについて、統計利用者の立場を反映する報告書を取りまとめました。

２ 県民満足度の高い行政サービスの展開

改革項目		実施状況
23	広聴制度の強化	**■県民からの意見や要望を広く聴き、迅速に対応するため、広聴制度を見直します。また、複数のモニター制度の統合に向けての検討を行います。**
		○「知事への手紙」料金受取人払い専用用紙の作成 ・専用用紙を全戸配布広報紙「あきた新時代」７月号（７月１日発行）に掲載し、無料で手軽に意見や要望等を述べることができるようにしました。 ・その結果、１１月末現在の件数で前年よりも倍増の２３７件の意見や要望等が寄せられました。 **○「県政モニター制度」等の統合、制度改善の検討等** ・県政モニター制度改善のために、１１月上旬に各都道府県へ制度の状況を照会し、その回答を参考にしながら検討して、募集方法や活用方法の改善を行いました。 **○「県政プロポーザー制度」の廃止（３月）** ・「県政プロポーザー制度」については、これまでも制度を改善してきましたが、意見募集の主体である通信が、平成１６年度実績で２３件、平成１７年度１１月末現在で９件と少ない現状です。 ・また、全国４７都道府県に照会した結果、「プロポーザー制度」を実施しているのは９県であり、過去に実施していたが費用対効果を理由に廃止した県もありました。 ・このようなことから、現在の県政プロポーザーの任期である平成１８年３月末をもって廃止しました。
24	個人情報に関する苦情処理体制の充実	**■県民の権利利益を保護するため、個人情報窓口を設置し、県民からの苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適切に対処します。 また、個人情報の適正な取扱いを確保するため、県民、事業者及び実施機関の個人情報保護に関する意識が高まるよう広報啓発活動を実施します。**
		○個人情報窓口の設置 ・情報公開課に個人情報総合窓口を、各地域振興局等に地方窓口（８箇所）を設置しました。（４月）

		・相談件数　１件 **○広報啓発活動の実施** ・「あきた新時代」４月号に個人情報保護法の施行に関する記事を掲載（４月） ・「あきた新時代」５月号に個人情報保護条例の改正に関する記事を掲載（５月） ・啓発用パンフレットを作成し、事業者、市町村及び職員に配布（７月） ・出前講座による啓発活動の実施（４月～３月まで１５回） ・内閣府主催の説明会・講演会の事業者団体への案内（１１月）
25	県有施設のサービス改善	**■県有施設の利用拡大を図るため、施設毎に平成１７年度の目標を設定し、前年度の実績と併せて公表します。** **■利用者の利便性向上のため、スポーツ施設や文化施設などの県有施設について、インターネットで予約・利用申込み等ができるシステムの導入を順次進めます。** **■民間ノウハウの活用による効率的・効果的なサービスを提供するため、平成１８年度に指定管理者制度へ移行する施設については、その準備を進めます。また、それ以外の施設についても、指定管理者制度導入可能性や移行スケジュールを検討します。**
		○目標利用者数等の設定と公表（５月） ・６６の県有施設について、利用者数等の目標を設定し、これを平成１６年度実績等と併せて県のホームページへ掲載するとともにマスコミに情報提供しました **○インターネットを活用した予約等システムの充実（４月）** ・１１施設についてインターネットで空き状況の確認や予約・利用申込みができるようにしました。 （県民会館、総合プール、ジョイナス、小泉潟公園、北欧の杜公園、こまちスタジアム、向浜運動広場、新屋運動広場、県立武道館、田沢湖スポーツセンター、県立中央公園） **○指定管理者制度への移行** ・平成１８年４月に指定管理者制度へ移行予定の６４施設について、関係条例を改正し、指定管理者を決定しました。（１２月６２施設、３月２施設） **【市町村・民間等との連携】** ○ボランティアとの協働による企画運営を進めました。 ・点字図書館：点訳、音訳、校正、作業など ・児童会館・子ども博物館：絵本読み聞かせ、紙芝居、手遊び、工作など ・近代美術館：入館者の案内、学芸事務補助など ・図書館：書架整理、見学案内、展示、書籍等の宅配・回収 ・博物館：図書・標本整理、企画展・体験活動等の補助など
26	申請・届出等のオンライン化	**■システムの導入について市町村との合意形成を図るとともに、共同運用ルールを作成するほか、導入するシステムを決定します。**
		○市町村との合意形成と共同運用ルールの決定、導入する電子申請サービスのアウトソーシング形態の決定 ・「電子自治体共同運営協議会」において、電子申請サービスを実現するために必要な体制と共同アウトソーシングのルール等を協議し、市町村合意の基に決定しました。（～11月） ①協議会及び地方公共団体の事前検討課題の整理

		②導入年次計画の整備 ③基本方針の整備 ④調達仕様書の決定 ⑤関連システムの整理 **○電子化対象手続の選定に係る庁内関係各課との合意形成** ・電子化する手続の選定と実現時期について、庁内関係各課と協議し、年次計画（案）を作成しました。（～３月） **【市町村・民間等との連携】** ○県と県内全市町村で構成する「電子自治体共同運営協議会」において電子申請サービスを実現するために必要な体制と共同アウトソーシングのルール等を協議しました。 **【他都道府県との連携】** ○電子申請サービス導入時期までに対応が必要な作業を青森県と分担して検討し、成果を共有しました。
27	**地方税電子申告システム等の導入**	**■法人県民税・事業税の申告や自動車の保有関連手続きの際に必要となる書類の提出、納税を納税者又は申請代理人が一つの場所からいつでもどこでも電子的に行うことができるようにするための地方税電子申告システムの導入準備を進めます。**
		○電子申告システムの運用開始（法人県民税・事業税） ・電子申告システム入札　　平成１７年　９月 ・電子申告システム構築完了　　平成１７年１２月 ・電子申告受付開始　　平成１８年　１月 **○自動車の保有関連手続に関するＯＳＳ（ワンストップサービス）システム導入調査** ・平成２０年２月運用開始に向けて、システム導入のための事例等の調査を実施しました。（随時）

３　入札･契約制度の改善

改革項目		実施状況
28	**物品調達に係る電子調達システムの構築**	**■物品供給業者の参加資格申請から登録事務手続きを電子化するとともに、物品調達方法を従来の紙ベースから電子調達方式にシステム化します。**
		○物品等調達支払管理システムとして、電子による物品供給業者の参加資格申請から登録事務手続き及び電子による物品調達のシステムを構築しました。 ・Ｈ１７年２月補正　　債務負担行為の議決 ・Ｈ１７.３.４　　企画提案書の提出公告 ・Ｈ１７.４.１～４.１３　企画提案書の提出期限 ・Ｈ１７.４.２５　　企画提案審査部会 ・Ｈ１７.４.２６　　企画提案審査委員会、最適提案業者の決定

		・Ｈ１７.４.２６～　　再見積書の提出・仕様書内容の検討 ・Ｈ１７.６.６　　委託契約の締結　（株）ＮＥＣ秋田支店 　　契約期間　Ｈ１７.６.６～Ｈ１８.３.３１ **【市町村・民間等との連携】** ○物品供給業者に対しては、パソコン、インターネット環境の現状把握の際に物品調達業務の電子化について情報提供した。 　なお、平成１８年２月２～３日と３月１６～１７日に、制度改正を含めたシステムの操作方法等について研修会を開催した。
29	**民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進**	**■ＶＥ方式、設計・施工一括発注方式及び総合評価落札方式について、引き続き試行するとともに、適用件数の拡大を図ります。** **　また、これまでに実施したＶＥ方式等による工事について、導入効果の検証を実施します。**
		○民間の技術力を活用した入札・契約方式の試行及び適用の拡大 ・ＶＥ方式、設計・施工一括発注方式及び総合評価落札方式による入札を実施（試行）しました。（４月～） 　入札実施件数（建設交通部発注分）　１４件 　（発注公所の内訳）北秋田　１件（総合評価・契約後ＶＥ） 　山本　１件（総合評価・契約後ＶＥ） 　秋田　１件（総合評価） 　由利　１件（総合評価・契約後ＶＥ） 　仙北　５件（設計施工・契約後ＶＥ１、総合評価・契約後ＶＥ１、総合評価３） 　平鹿　１件（総合評価・契約後ＶＥ） 　雄勝　２件（総合評価・契約後ＶＥ２） 　中央道路　２件（総合評価・設計施工・契約後ＶＥ２） ・上記方式の実施手続・審査方法等に関する職員研修を実施しました。（４月～） 　課長・主幹級研修、地域企画研修（各地域振興局単位）等において、ＶＥ方式等による入札に関する研修を実施（計６回）。 ・総合評価落札方式の適用の拡大を図るため、本県における同方式の運用基準、実施手順等を定めた「ガイドライン」を策定しました。（１２月） **○ＶＥ方式等の導入効果の検証** ・これまでに実施したＶＥ方式及び設計・施工一括発注方式による工事について、事業担当課と建設管理課において、コスト縮減等の効果等を検証し、本格実施に向けた検討を行いました。（３月） **【市町村・民間等との連携】** ○県内建設業者へ積極的な技術提案を促した結果、各工事において、技術提案に基づく入札参加がありました。　延べ入札参加者数　１０７社
30	**建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上**	**■入札・契約情報の容易な入手環境を整備するとともに、簡易公募型指名競争入札制度の充実、電子入札の拡大を図ります。**
		○入札・契約情報の入手環境の整備（６月） ・県民が入札・契約に関する情報をインターネットを通じて入手することができる入札情報サービスの運用を開始しました。

		○簡易公募型指名競争入札の地域要件の緩和 ・本県建設業を取り巻く経営環境が依然として非常に厳しいことから、県議会、建設業審議会等の意見も踏まえ、実施時期を平成１９年度に延期することとしました。（１１月　建設業審議会で審議） **○電子入札の拡大** ・３億円以上の建設工事と３千万円以上の建設コンサルタント業務等について、電子入札を開始しました。（６月） ・建設工事は１億円以上、建設コンサルタント業務等は１千万円以上まで対象範囲を拡大しました。（６月） ・全入札参加資格者を対象とした電子入札説明会（参加973社（1,178名））を実施しました。（７月） ・建設工事は４千万円以上、建設コンサルタント業務等は百万円以上まで対象範囲を拡大しました。（１０月） ・電子入札に対応していない入札参加資格者を対象とした電子入札説明会（参加830社（927名））を実施しました。（１１月、１２月、２月） **【市町村・民間等との連携】** ・市町村ＣＡＬＳ／ＥＣ推進委員会において、電子入札システム共同利用についての検討を始めました。（２月）

Ⅲ　市町村の自立的・主体的行政の促進

１　市町村の自立に向けたサポート

改革項目		実施状況
31	市町村への事務権限移譲の推進	**■住民サービスの向上の視点から、当面７２項目の事務について移譲を進めながら、移譲対象事務を拡大します。** **移譲に当たっては、県が移譲対象事務のメニューを提示し、一律に同一時期から移譲するのではなく、市町村の同意のもとで、受け入れ体制が整う市町村に対し、段階的に移譲します。** **また、県は受入市町村に対し、事務処理が円滑に進むよう財政的支援等のサポートを行います。**
		５月　１９日　権限移譲説明会（県北） ２３日　〃　（県南） ２４日　〃　（中央） ６月　２７日　権限移譲に関するアンケート調査 ８月８，９日　権限移譲対象事務説明会（既存７２項目） １０月　１１日　権限移譲担当者会議 １１月　１５日～１７日　権限移譲事前協議

		１２月　２２日　拡大メニューの条例公布（新規５項目） ①許可外保育施設の設置者等からの報告の徴収 ②市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可 ③農業協同組合等の土地改良事業の施行の認可 ④農地等の権利の移動の許可 ⑤財産区の財産等の処分の同意 １２月　下旬　市町村への協議・同意 ２月　１７日　受入市町村の告示 ３月　２８日　拡大メニューの条例公布（新規３項目） ①指定介護予防サービス事業者の指定 ②史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ③県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可 ４月　移譲開始 **【市町村・民間等との連携】** ○全市町村を対象にブロック毎に説明会を開催 ○全市町村を対象とする権限移譲に関するアンケート調査（受入要望、条件など）実施 ○１７市町村長を訪問し、意見交換
32	**市町村への業務委託の推進**	**■県業務の市町村への委託対象となる事務事業の洗い出しを行い、対象業務を選定するとともに、市町村への説明や予算措置など業務委託に伴う必要な取組を進めます。**
		・県北ブロック市町村説明会開催（５月１９日） 県南ブロック　〃　（５月２３日） 中央ブロック　〃　（５月２４日） ・スプリングレビューでの項目の洗い出し（４月～） ・道路維持管理の業務委託の可能性について検討しました。 ・道路除雪についての県と市との連携については、１７年冬に各地域振興局管内の一部路線で試行的に実施しています。 ・公営住宅の業務委託等について検討しました。 **【市町村・民間等との連携】** ○ブロックごとの市町村説明会開催 ○市町村訪問による意見交換（大仙市、横手市）
33	**市町村の新たなまちづくりへのサポート**	**■地域の一体性の速やかな確立や活力に満ちた地域社会の実現に向け、合併により誕生した新たな市・町を含む県内市町村の自立をサポートします。**
		○合併市町村特例交付金の交付（９月、３月） ①平成１７年９月交付 ・対象　９市町（秋田市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、美郷町） ・総額　７億６千万円 ②平成１８年３月交付 ・対象　１４市町（秋田市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、美郷町、仙北市、横手市、にかほ市、三種町、八峰町） ・総額　１５億２千万円

○「市町村合併支援プラン」による支援策の実施

・「市町村合併支援プラン」のメニューについて、各合併市町からの要請に応じて、対応しました。

・市制施行等に伴い県から移管される事務の実施に係る支援
・県から市町への権限移譲
・建設計画に記載された県事業の着実な推進
・市町村振興資金の特例貸付
・各種補助事業による支援　　等

○まちづくり計画のフォローアップ等

・合併市町村フォローアップ調査の実施
対　象　１２市町（秋田市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、横手市、にかほ市、美郷町）
時　期　平成１７年１１月～平成１８年３月

・合併しない市町村への支援
自立計画のフォローアップ調査の実施
対象　５市町村（鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、大潟村）

34 新設福祉事務所に対する支援

■市町村合併に伴い新たに福祉事務所を設置する新市に対し、生活保護等の事務が円滑に実施できるよう、合併前後の一定期間にわたり支援します。
■合併前には町村職員に対する生活保護実務研修を実施するほか、合併後は新市福祉事務所に対する県専門職員を派遣するなど、新設福祉事務所に対する支援を行います。

○生活保護事務等の事前研修

・合併予定の町村職員を県福祉事務所に受け入れ、実務的な研修を行いました。

新 市 名	研修人数	研　修　期　間
仙北市	３人	平成 17 年６月１日～ 17 年９月 16 日
仙北市	３人	平成 17 年７月１日～ 17 年９月 16 日
にかほ市	３人	平成 17 年６月１日～ 17 年９月 30 日

○新設福祉事務所に係る国庫補助金等研修

・合併予定の町村職員を対象とする研修を行いました。
時期　平成 17 年７月 19 日
内容　生活保護等の補助金実務、予算措置の留意事項等

○新市福祉事務所に対する県職員派遣

・生活保護担当職員（査察指導員）を派遣しています。

新 市 名	派遣職員数	派　遣　期　間
潟 上 市	１人	平成 17 年３月 22 日～ 19 年３月 31 日（２年）
北秋田市	１人	平成 17 年３月 22 日～ 18 年３月 31 日（１年）
仙 北 市	１人	平成 17 年９月 20 日～ 19 年３月 31 日（１年半）
にかほ市	１人	平成 17 年 10 月１日～ 19 年３月 31 日（１年半）

【市町村・民間等との連携】

○新市との連絡・協力を密にしながら生活保護業務の円滑な推進を図りました。

35	協働による個人住民税の収入確保	■個人住民税の収入率の向上に向け、市町村との連携・協力体制をより実効性のあるものにするとともに、具体の取組について検討を進めます。
		○市町村からの求めに応じて共同文書催告を実施（由利本荘市、小坂町）10月､12月 ○市町村からの求めに応じて合同徴収を実施（由利本荘市、羽後町）12月､2月 ○滞納処分等について市町村との合同研修会を実施（山本以外の７地域振興局）7月～11月 ○市町村毎に個別滞納事案について助言、指導（随時） ○収入率向上に向けた具体策の検討（課題及び１８年度以降実施するものについての検討）１７年８月～１２月 ※滞納整理のための一部事務組合等の検討については、平成１８年度に市町村の意向確認調査を行ってから検討を進めることとした。 【市町村・民間等との連携】 ○市町村と連携を図りながら、共同文書催告、合同徴収、合同研修会を実施しました。

２　広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進

改革項目		実施状況
36	北東北３県等の連携の推進	■北東北のグランドデザインを策定するとともに、北東北広域連携推進協議会等での広域連携の取組を推進します。
		○北東北のグランドデザインの策定 4月～8月　北東北広域政策推進会議及びWGの実施（策定作業） 9月2日　第9回北海道・北東北知事サミットにて最終報告・公表 ○北東北広域連携推進協議会での連携推進活動 ・広域連携活動促進助成事業　募集4月8日～5月31日、7月2日採択決定 ・北東北広域連携塾　青森（全体会）7月2日～3日・青森市 秋田　8月31日・秋田市 岩手　9月18日・岩手県山形村 ・北東北女性シーズ交換会 12月3日・横手市 ○秋田・山形県際間連携 ・環鳥海イベント　10月9日、仙台市 ・観光共同ブース出展　10月14日～16日、酒田市、鶴岡市（伝統芸能フェスティバル） ・秋田・山形県際間連携フォーラム「まるっと鳥海・観光ガイド交流会」の開催 H18年3月3日

		【市町村・民間等との連携】 ○北東北広域連携推進協議会は、官民協同の組織として行政のほか民間からの運営委員、会員等により構成されており、同協議会での事業を通じて、民間と行政の連携を推進しました。 【参考】北東北広域連携推進協議会の構成 ・正会員　88 名（うち民間会員 64 名） ・運営会議構成員　15 名（うち民間構成員９名） ・ＷＧ構成員　のべ 15 名（うち民間構成員８名）
37	道州制を含む広域行政論議の促進	■県民の広域行政に対する関心を高めるため、各種団体や県民等との意見交換会等を実施するとともに、県のホームページを活用した情報提供や意見募集を行います。
		○意見交換会等の開催 ８月　出前講座（経営者団体） １１月　分権推進フォーラムの開催（参加者２８０人） 「市町村合併の次に来るもの」　基調講演とパネルディスカッション １２月　出前講座（福祉団体職員） １月　道州制とことん塾の開催（２回）　横手市、北秋田市 ○情報提供と意見募集 県のホームページにおいて、広域行政等について情報提供を行うとともに、県民の意見を募集しました。（２月） 【市町村・民間等との連携】 ○分権推進フォーラムには、２８０人の参加があり、県民一人ひとりに自らの問題として考えてもらうことができました。

Ⅳ　分権型行政運営システムの整備

１　知事部局の組織の再編･見直し

改革項目		実施状況
38	知事公室の新設	■新たな取り組むべき課題の研究と情報発信、危機管理、地方分権の推進等について、関係部局との調整を図りながら施策実現のスピードアップを図るため、 知事直轄の知事公室を新設します。
		○知事直轄の知事公室を新設しました。（５月）
39	学術国際部の新設	■次代を担う個性や創造力豊かな人材の育成、各産業分野の持続的な発展を支える科学技術の振興と研究成果の更なる有効活用を図るため、学術国際部を新設します。
		○学術国際部を新設しました。（５月）

40	総務部と企画振興部の統合	■知事公室の新設、学術国際部の新設によりスリム化する総務部と企画振興部を統合し総務企画部とします。
		○総務部と企画振興部を統合し総務企画部を設置しました。（５月）
41	新たな政策課題に対応する組織体制整備（本庁）	■県の重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を整備します。
		○新たな政策課題に応える課の再編・新設等 ・総務課分権改革推進室（知事公室）の新設：５月 ・秘書課（知事公室）の機能強化：４月 新たな政策課題について、情報収集、研究、各部局との調整などを行うため企画調整班を設置しました。 ・試験研究推進課（学術国際部）の新設：５月 ・調査統計課（学術国際部）の機能強化：４月 保有する統計資料の県民との共有、施策事業への一層の有効活用を図るため、データバンク機能、ネットワーク機能、レファレンス機能を強化しました ・県民文化政策課地域活動支援室（生活環境文化部）の新設：５月 ・環境あきた創造課、環境管理室（生活環境文化部）の設置：５月 ・商工業振興課誘致企業室（産業経済労働部）の新設：５月 ・道路課（建設交通部）の設置（道路建設課と道路環境課の統合：５月） ・河川砂防課（建設交通部）の設置（河川課と砂防課の統合）：５月 ○チーム２１の設置（４月） ・高齢者健康づくり推進チーム（健康福祉部） ・安全・安心まちづくり推進チーム（生活環境文化部） ・食の国あきた推進チーム（農林水産部） ・活き活き物産応援チーム（産業経済労働部） ※継続チーム：秋田・韓国交流促進チーム（建設交通部） 総務事務ITシステム推進チーム（総務企画部） ○類似業務、関連業務の一元化による政策実現体制の強化 ・県税と市町村税業務を税務課に一元化（５月） ・企業サポート機能のあきた企業活性化センターへの集約（４月） ○公共事業部門の業務体制の一元化に向けた検討実施 ・ワーキンググループの設置（５月） ・類似事業の洗い出しと課題の抽出（５月～８月） ・一元化に向けた組織体制の検討（５月～８月） ・公共事業一元化（案）の策定（９月～１１月） 平成１８年度 ・農業集落排水事業業務を建設交通部下水道課に移管 ・農地整備課の用地業務を建設交通部建設管理課に移管 ・技術管理室（建設交通部）の新設（農林水産部の技術管理業務を移管）

42	新たな政策課題に対応する組織体制整備（地方機関）	■市町村合併の進展に対応した地域振興局や地方機関の組織体制を整備するとともに、東京事務所の体制を強化します。また、公共事業部門の業務の一元化を進めます。
		○県福祉事務所の統合 ・市町村合併による新市福祉事務所の新設に伴い、県の福祉事務所を８事務所から６事務所に統合し（４月）、年内にはさらに４事務所に統合しました（１０月）。 ○県北・県南児童相談所の設置 ・中央地区の児童相談所に加え、県北・県南に児童相談所を設置しました。（４月） ○地域振興局の３局体制に向けた事務・事業の集約化 ・地域振興局に対する本庁からの事務・権限の移譲について検討しました。 ・地域振興局長に対する局内人事権の付与 ・地域振興監（仮称）の設置 ・地域振興局予算の拡充 ○公共事業部門の業務体制の一元化に向けた検討実施 ・ワーキンググループの設置（５月） ・類似事業の洗い出しと課題の抽出（５月～８月） ・一元化に向けた組織体制の検討（５月～８月） ・公共事業一元化（案）の策定（９月～１１月） ○東京事務所の体制強化 ・首都圏の情報受発信拠点としての機能を強化するため、一定の権限を与え柔軟に活動できる「企画監」を配置したほか、政策情報班を設置しました。（４月）
43	企業局の廃止、知事部局への編入	■「新たな視点に立った組織体制の見直し」と「効率的な企業経営の推進による足腰の強い財務体質の構築」を目指し、『秋田県公営企業改革方針』（平成１６年３月策定）に基づき、平成１８年度企業局廃止、知事部局編入に向けて、公営企業全般にわたる改革に取り組みます。
		○土地造成事業の廃止（４月） ・平成１７年４月１日　秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行により土地造成事業を廃止しました。 　企業立地を促進し、土地政策を一体的に推進するため、造成土地は工業団地開発事業と統合、その他の土地は関係各部局に所管換しました。 ○本局の組織体制見直し（４月） ・平成１７年４月１日　秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程の施行により、土地造成事業の廃止に伴い、３課（総務課、企画業務課、電気課）体制を２課（総務課、公営企業課）体制にしました。 　企画業務課及び電気課の経営部門の業務を総務課に統合しました。 ○発電事業の個別業務委託の調査 ・発電所の円滑な維持管理や合理化及びコスト削減を図るため、一部業務の委託化に向けて平成１７年８月まで業務の抽出、範囲、形態、件数の調査を行い、具体的な内容及び受注可能業者についての検討を経て、平成１７年１２月までに業務仕様書(案)を作成しました。

		○工業用水道事業の包括的外部委託の検討 ・平成１９年度からの包括的外部委託に向けて、受託者となる受け皿づくりの検討を行うとともに、指定管理者制度や有限責任事業組合（ＬＬＰ）制度など施設の管理制度についての検討も行い、その結果、指定管理者制度を導入する包括的外部委託を行う方針に決定しました。

２　知事部局以外の機関の改革

改革項目		実施状況
44	教育委員会	■児童生徒数の減少に対応するとともに、一層効率的な学校運営を推進するため、非常勤職員や臨時的任用職員の活用、派遣教員の縮小、学校の統合を支援すること等により、教職員定数の縮減を図ります。
		○退職者の補充抑制 ・平成１６年度末退職者数 小・中学校　１９３人　高等学校　１２２人　特殊教育学校　２６人　計３４１人 ・平成１７年度新規採用者数 小・中学校　　６１人　高等学校　　５２人　特殊教育学校　１３人　計１２６人 ○早期退職者優遇制度の利用推進 ・一旦廃止した制度を復活させ、利用促進のための周知を図りました。 ○派遣教員の縮小 ・市町村に派遣しているスポーツ主事の派遣人員を縮小しました。 スポーツ主事　△６人（２６人→２０人） ○学校統合の支援 ・平成１８年度統合予定校に対し、統合校への円滑な移行ができるよう事前の事務処理に必要な人的措置等を行う市町村を支援しました。（３地区、３校減） ・大館市（三岳小） ・湯沢市（小安小） ・五城目町（杉沢小） ○人事評価制度の検討・試行 ・人事評価制度の１８年度からの本格実施に向けた検討と試行を行いました。 【市町村・民間等との連携】 ○市町村独自の指導主事等の配置拡大が進みました。 ・平成１７年度中に市町村が新たに配置した指導主事等の数　１１名
45	警察本部	■初動体制、夜間体制及び機動力が強化された新たな組織体制による効率的な業務運営を推進し、県民生活の安全と安心を確保するための警察活動を強化します。 また、町内会に自主的な地域安全活動を推進する安全部会を、小学校の学区毎に複数の町内会が連合した地域安全の会をそれぞれ設置し、交番・駐在所と一体となった

活動を行う地域安全ネットワークを活用した地域安全活動を推進して、地域の安全に対する県民の不安解消を図るとともに、犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。

○警察署及び交番・駐在所の統合再編と機動警ら係の増強（４月）

・１８警察署を１５警察署に、３８交番・１９０駐在所を４６交番・１００駐在所に統合再編したほか、機動警ら係を約６０人から約１１０人に増員し、２４時間体制として全警察署に配置するなど、全県的に初動体制、夜間体制及び機動力を抜本的に強化しました。

　また、全警察署で四半期に１回開催している警察署協議会や各種会合等における地域住民からの意見・要望を踏まえて、適切な警察活動を推進しています。地域住民からは、「昼夜を問わずパトカーがパトロールしているのを多く見かけるようになり、安心している。」等の意見が聞かれています。

○地域安全ネットワークの構築

・情報発信活動（通年）

ミニ広報紙や交番・駐在所速報、警察署ホームページ、自治体広報誌、マスメディアの活用等により、犯罪の発生状況、警戒情報、地域安全活動取組状況を地域住民に発信し、地域住民による自主的な地域安全活動の促進を図りました。

・情報発信活動　～年間を通して実施
・警察署ホームページへのコンテンツ作成　～４月から実施

・要望把握活動

町内会の会合等への出席や全町内会に対するアンケート調査の実施により、住民要望を把握して施策への反映に努めました。

・住民アンケート　～１０月に実施

・支援活動

警察署ごとに、管内の町内会やボランティア団体の代表を対象にした「地域安全ネットワークリーダー研修会」を開催し、自主的な地域安全活動に関するノウハウを提供するなど、リーダー及び後継者の育成を図りました。

　また、通学路の安全確保のため、「子ども１１０番対応マニュアル」を作成し、学校との連携の上、「子ども１１０番の家」の家人を対象とする研修会を開催しました。

・地域安全ネットワークリーダー研修会の開催　～５月から実施
・子ども１１０番の家研修会　～６月から実施

・拠点活動

公民館等の公共施設を中心に小学校区単位に２箇所の拠点整備を進め、１７年度は２００箇所に「地域安全ステーション」拠点表示板を設置しました。

・地域安全ステーション表示板の設置　～７月から設置

・広報活動

新聞掲載等マスコミによる広報のほか、パトカーに広報用マグネットシートを貼付することなどにより、県民に対して地域安全ネットワーク活動についての周知を図りました。

・新聞広告　～6/17, 10/10, 12/2の３回掲載
・パトカーへの広報用マグネットシートの貼付　～６月に実施

【市町村・民間等との連携】

○地域安全ネットワークの構築と地域安全活動の促進

【市町村との連携】

・自治体が、警察、地域住民、防犯ボランティア団体と連携してパトロールを実施しました。

		・地域安全活動の拠点として公民館やコミュニティセンター等２６７箇所の提供を受けました。 ・地域安全パトロールに使用する「青色回転灯」設置車両の提供とその維持管理 ・由利本荘市　２台　　・大潟村３台　　・横手市２台 【民間との連携】 ・子ども緊急避難場所の設置 ・秋田県自動車整備振興会「かけこみ１１０番」～ 947 箇所 ・秋田県読売防犯協力会「子ども・女性１１０番の店」～ 33 箇所 ・民間業者によるパトロールと情報提供等 民間業者による業務を通じての防犯パトロールと安全情報の提供、地域住民と連携しての廃棄物撤去活動、防犯設備士やガラス業者による講習会への協力等が行われました。
46	各種行政委員会	**■次長制の廃止、課の削減など組織の再編により、事務局職員数を縮減します。**
		【人事委員会事務局】 **○組織再編（１４名から１１名へ）** ・事務局職員の削減（平成 17 年 4 月） ・総務班と審査班の統合　　１名減（総務・審査班） ・総務班員の減 ・次長制の廃止（平成 17 年 5 月）　　１名減 ・総務課と職員課の統合（平成 17 年 5 月）　　１名減（職員課） **【監査委員事務局】** **○組織再編（２３名から２２名へ）** ・次長（２人）を廃止し、新たに首席監査監（１人）を設置　１名減 （平成 17 年 5 月） **【労働委員会事務局】** **○組織再編（１３名から９名へ）** ・事務局職員の削減（平成 17 年 4 月） ・総務班長と審査班長の兼務　　１名減 ・総務班員の減　　１名減 ・次長制の廃止（平成 17 年 5 月）　　１名減 ・審査課と調整課を統合（平成 17 年 5 月）　　１名減（審査調整課） ・総務班と審査班を統合（平成17年5月）　　（総務・審査班）
47	県議会事務局	**■事務局職員の非常勤化を進めるとともに、協議機関を設置し諸改革の検討を行います。また、県民の要望・意見を募集するシステムを検討します。**
		○事務局職員の非常勤化（４月） ・運転業務職員の非常勤化については、計画どおり平成１７年４月１日に実施したほか、平成１９年度実施予定の図書室業務職員の非常勤化も実施しました。 **○協議機関の設置による検討（７月～３月）** ・協議機関の設置については、平成１７年７月に議会運営委員会小委員会を設置し、１０回の開催で諸改革の検討を行いました。 ・決算審査の見直し ・議員連盟事務の移行 ・公用車の見直し

		○要望・意見募集システムの検討（７月～３月） ・広聴活動の更なる充実を図るため、県民から議会等に対する要望、意見を募集するシステムの構築等について検討しました。 ・議会ホームページ上で県民から意見募集 ・県民との懇談会の開催

３　公設試験研究機関の改革

改革項目		実施状況
48	柔軟で機動的な試験研究の推進	■効率的で横断的な研究運営と研究機能向上を図るため、公設試験研究機関の所管の一元化を図るとともに、重点研究分野を特定し、県民に役に立つ研究開発分野への効率的な研究資源配分を行います。
		○所管の一元化 ・公設試の効率的で横断的な研究運営を図るため、公設試の予算・人事等を一元的に管理する「試験研究推進課」を設置しました。（５月） ・公設試関係部局とのより一層の連携を図るため、関係部局長で構成する「試験研究政策推進会議」を設置しました。（９月） ○重点研究分野の特定 ・平成１７年３月に策定した「研究開発分野の重点化方針」を試験研究へ反映させるため、ワーキンググループを開催し、研究中長期ビジョン案（施行平成１８年～２７年）を検討しました。（３月） ○人事交流 ・北東北三県の研究員の人事交流について、技術交流を図るため２人を派遣しました。（工業系公設試１人、食品系公設試１人）（４月） ・工業系公設試の組織再編を契機に、企画部門に研究職を配置しました。（５月） ・公設試間連携や研究課題評価の充実を図るため、試験研究推進課に研究職を配置しました。（５月）
49	脳血管研究センターの研究評価システムの充実	■「脳研センター評価システム」を政策評価条例に基づく研究課題評価へ移行するための検討を行います。 　また、「脳研センター評価システム」に基づき、平成１８年度における新規プロジェクト研究を対象とした研究評価を実施します。
		○研究評価制度への移行に係る検討 ・政策評価条例に基づく研究課題評価に、脳血管研究センターを組み入れるための制度改善等に関して、試験研究推進課、医務薬事課、脳血管研究センターで構成するワーキンググループで検討しました。（平成１７年９月２回、１８年３月） ・研究課題評価制度の改善について、政策評価委員会研究評価専門委員会に諮問（１８年２月） ・研究課題評価制度の改善を１８年度の政策評価の実施計画に反映（１８年３月） ○「脳研センター研究評価システム」による研究課題の評価の実施 ・平成１８年度における新規プロジェクト研究を対象として、１１課題について、内

		部評価（１次評価、２次評価）、外部評価を実施しました。 ・内部評価の実施（１７年９月、１１月） ・外部評価の実施（１８年３月） **○評価結果の検証と改善取組の推進** ・研究評価制度への移行に係るワーキンググループにおいて、検討作業に併せて評価結果の検証に取り組みました。（１８年３月）

４　地方独立行政法人化への取組

改革項目		実施状況
50	**脳研、リハセンの独法化、地方公営企業法の全部適用の検討**	**■検討組織を立ち上げ、地方独立行政法人化及び地方公営企業法の全部適用を脳研、リハセンに適用した場合における効果や課題を明確にします。**
		○「県立病院行革プロジェクト検討チーム」の設置（６月） ・地方独立行政法人化及び地方公営企業法の全部適用とした場合の効果や課題について検討チームを設置して検討しました。 ・チーム員　脳　　研：次長 リハセン：部長 医務薬事課：課長、政策監 ・検討状況　１７年６月、８月、９月、11月、12月、１月に各１回開催 ６月以降は、総合的な循環器医療の提供体制についての検討委員会及び同検討チームにおける検討の中で、運営体制を検討しました。 **○報告書の作成（平成１８年３月）** ・検討チーム等の検討結果に基づいて、地方独立行政法人化及び地方公営企業法の全部適用における効果や課題を比較した報告書を作成しました。 **○脳研における研究部門と病院部門の会計区分の明確化** ・医師等職員の研究部門と病院部門における業務量調査を実施しました。（11月）
51	**県立大学の公立大学法人化**	**■秋田県立大学について、自立的・弾力的な業務運営を推進し、これまで以上に効率的で適切な教育サービス等の提供を図るため、法人の定款制定等を進め法人設立認可申請を行うとともに、新学科設置に係る届出を行います。**
		○法人の定款制定 ・秋田県立大学法人設立準備委員会を設置し、その議論を踏まえた上で、公立大学法人に係る基本的な事項を定めた定款を制定しました。（平成17年12月） **○法人設立認可申請** ・総務大臣及び文部科学大臣から公立大学法人設立の認可を受けました。（平成18年3月） **○新学科設置に係る届出** ・文部科学大臣にアグリビジネス学科設置に係る届出を行いました。（平成17年5月）

５ 職員の政策形成能力の向上

改革項目		実施状況
52	人事評価による効果的な人材の育成と活用	■人事評価を実施する機関を知事部局以外の機関に拡大します。また、平成１８年度以降に予定している評価結果の昇任等への反映を見据えた、評価方法の改善を図るとともに、評価者全員に対する評価者研修を実施します。
		○実施機関の追加 ・各任命権者総務担当と協議した結果、企業局及び教育庁（事務職員）が１７年１０月から、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局が同年１１月から、それぞれ人事評価制度を導入（試行）しました。 ○平成１７年度人事評価実施要領の制定 ・平成１６年度実施の状況を踏まえ、人事評価実施要領について次の視点による見直しを行い、５月９日から実施しました。 ①役職段階、評価領域等の整理・統合 ②目標管理の重視 ③評価しやすく、かつ記載しやすい評価シート ④マネジメントチェックの拡充 ○評価者研修の実施（５月～８月） ・評価者となる管理監督職員のマネジメント能力や評価能力を向上させるため、全評価者を対象として研修を実施しました。 なお、実施機関の追加を踏まえ、他任命権者の人事評価制度において評価者となる予定の職員についても研修を実施しました。 ・委託先：(財) 社会経済生産性本部 ・実績　：新任評価者・4 回、評価者Ⅰ・20 回、評価者Ⅱ・9 回 受講者計1, 177人
53	職員の自己啓発の促進と研修の充実	■職員自らが将来経験したい仕事について、目標を設定し能力開発に取り組むためのキャリア形成研修、女性職員の登用を見据えた女性職員の管理能力向上のための研修を充実します。 また、語学検定試験、公的資格取得、大学の科目履修、学会等への参加、海外での見聞を広げる活動など職員の自己啓発活動への参加を奨励するとともに、職務免除や休業制度を活用したサポートを行います。
		○キャリアプラン作成研修の実施 ・職員が、自分の将来体験したい仕事（キャリア）について目標を立て、その実現に向けた主体的な能力開発の行動計画を作成できるよう、採用８年目職員に対して、研修を実施しました。 ①平成１７年１１月　１日～１１月　２日 ②平成１７年１１月１６日～１１月１７日 ③平成１７年１１月２１日～１１月２２日 講師　（学）産業能率大学　武田　稔彦　氏 受講者数　１０２人

		○女性管理者養成研修の実施 ・女性職員が管理者を目指し、意欲を持って業務に取り組むようにするため、自己のキャリアをふりかえり、管理者に必要な能力を主体的に開発する行動計画を作成できるよう、主幹及び副主幹級の女性職員に対して、研修を実施しました。 平成１７年８月１日～８月２日 講師　（学）産業能率大学　畑野　美江子　氏 受講者数　２９人 **○自己啓発活動の奨励** ・職員の自己啓発活動を奨励し自己啓発風土の醸成を図るため、県の事務事業の円滑かつ効率的な推進に資すると認められる職員の自己啓発活動について職務免除の扱いを実施しました。 職員海外研修支援事業 実績　１０名 目的　自己研鑽のための語学履修　４人 職務に関連する学会への参加　３人 県行政が当面する諸課題、施策の執行に関連した調査研究　３名 ・職員が自己の修学のために長期に休業できるよう、平成１７年４月１日に「職員の修学部分休業に関する条例」を施行し、地方公務員法第２６条の２の規定による修学部分休業制度の導入に併せて、職員の自己啓発のための休職制度を平成１７年３月２３日に導入し、平成１７年４月１日以降に大学等で就学する職員に対しての支援制度を整備しました。

６　庁内分権等の更なる推進

改革項目		実施状況
54	柔軟かつ機動的な人事の推進	**■平成１６年度に臨時の必要に基づく兼任、兼務発令を各部局長に対し移譲していますが、これをさらに進め、年度途中における職員の部局内配置換発令を各部局長へ移譲することにより、緊急課題の発生など年度内の業務量の増減等への柔軟な対応を可能とします。** **また、中長期的な特定課題の処理に当たって、業務活動に幅広い裁量度を有し、専門職として権限と責任を併せ持つポストを創設することにより、機動的かつ効率的な対応を可能とします。**
		○各部局への人事権限の移譲（平成１８年２月～） ・地域振興局を含む各部局に対して、職員の部局内配置換の権限を移譲しました。 **○専門的・裁量発揮職員の配置（４月、５月、８月、１０月）** ・専門的・裁量発揮職員として次の職員を配置しました。 □企　画　監：首都圏の企業、大学、団体、省庁などの最新情報を収集するとともに、首都圏の様々な分野の人的ネットワークを構築し、新たな施策の企画立案を行います。 □危機管理専門員：危機管理ネットワークの充実強化、市町村の実地指導、関係マニュアルの作成推進、防災・危機管理施策の進行管理を行いま

		す。 □報道監及び報道専門員：県政の課題や施策・事業に対する県民ニーズを的確にとらえ、各部局が機敏に対応できるよう調整します。 □社会保障対策監：医療保険制度や介護保険制度など社会保障制度改革について情報を収集・調査するとともに、地域の総合的ケアシステムやリハビリテーション構想などを検討します。 □水と緑推進監：「水と緑の条例」の趣旨の実現に向け、生態系回復に向けた取り組み、海岸林再生の推進、自然とのふれあい活動の促進などについて、県民、ボランティア団体等との協働のもと一元的に推進します。 □流域防災監：地域の特性に応じた、上流から下流まで一体となった河川流域における水害や土砂災害対策を総合的に推進します。 □ＩＴ改革推進監：県が保有する情報システムなどを見直すことにより、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに、効果的なＩＴ化を推進します。 □企業誘致専門監：企業誘致活動の戦略構築や人的ネットワークを活用した誘致活動、誘致済み企業のフォローアップを専門的に行います。
55	予算編成における部局の権限と責任の強化	**■施策事業をスピーディかつ効果的に実施するため１５年度から導入している部局主体の予算編成システムについて、これまでの取り組みを検証し、施策の現場に近い各部局の権限と責任をより拡大することにより、より機動的な予算の調製が可能なシステムへの改善を進めます。** **また、各部局において適切な事業選択ができるよう、その判断材料となる政策評価システムが効果的に機能するよう職員の意識啓発を進めます。**
		○現行予算編成手法の検証とシステムの改善 ・現行予算編成手法に対する意向把握と成果、課題等の抽出 17年４月、部局主体予算編成手法に関するアンケート調査を各部局に対して行いました。 ・スプリングレビューの実施 17年５月から10月にかけて、将来の財源見通しを提示し、部局が主体となり予算の見通し方針を作成し、18年度当初予算編成方針に反映しました。 ５月　施策・事務事業の見直し作業 ６月～８月　ヒアリングの実施、各部局との意見交換 ８月下旬　「施策事業の見直し方針」「事務事業の見直し案」とりまとめ ９月下旬　施策・事務事業の見直しアクションプログラム（案）作成 10月上旬　施策・事務事業の見直しアクションプログラム公表 18年度当初予算編成方針へ反映 **○政策評価システムについての職員の意識啓発等** ・公共事業箇所評価システム操作研修会の開催（４月実施） ・平成１７年度政策評価担当者説明会の開催（４月実施） ・秋田県政策評価委員会の開催（７月、１０月 、１１月、２月実施） ・政策、施策等の評価結果については、県のホームページ「美の国あきた」に掲載。 **【市町村・民間等との連携】** ○意見投稿システムによる意見はないものの、政策評価や中間評価結果等を県のホームページへ掲載し、評価制度の浸透と県政に対する県民参加意識の向上に努めました。

７ 危機管理体制の充実

改革項目		実施状況
56	危機管理体制の充実・強化	■新潟県中越地震等を教訓に、防災上の諸課題について検討し、マニュアル等を作成します。 　また、危機発生時の情報収集を迅速に行うための２４時間職員常駐態勢の充実・強化を図るとともに、職員の的確な対応力を向上させるためセミナーや訓練等を実施します。 　さらに、DIG訓練指導者を養成し、県民への普及・啓発活動を実施することにより、危機管理体制の充実・強化を図ります。
		○県地域防災計画の修正 ・新潟県中越地震等を教訓に、防災上の諸課題について検討し県の地域防災計画の修正作業に着手しました。 **○被災者支援マニュアル等の作成** ・１８年３月に避難所設置・運営マニュアル策定指針（案）を作成しました。 （18 年５月に指針を市町村に周知） **○２４時間常駐態勢の充実・強化** ・職員の危機管理意識の向上を図り、危機事案発生に対応する県の体制を強化するため、職員による２４時間常駐態勢について、１７年５月から、当直対象を知事公室の全職員及び知事部局主管課の副主幹級以上の職員まで拡大しました。 **○「５・２６県民防災の日」訓練の実施** ・大地震発生時における災害対策本部員の対応能力の向上を図ることを目的に、４２市町村、２９防災関係機関等約３５０人が参加し、１７年５月２６日に「５・２６県民防災の日」訓練を次の観点から実施しました。 ① 訓練すべき事項の明確化 ② 「内陸直下型地震」を被害想定に設定 ③ 一方統裁方式状況付与による「生」の情報・状況付与 ※一方統裁方式状況付与：統裁部（コントローラー）が、一方的に被害状況等を与えて訓練実施部（プレイヤー）に対応・処置させる訓練方法 ④ 実時間での連続状況下の訓練(訓練時間：３時間３０分) **○危機管理セミナー・訓練等の実施** ・職員一人一人の危機に対する意識を向上させるため、幹部職員や各種危機を所掌する担当者を対象にセミナーや訓練を開催しました。 ①危機管理セミナー ・１８年１月１８日開催 ・課長級以上の者、地方公所の長、危機管理担当者、市町村・消防本部幹部職員等　２０６名

②危機管理担当者研修
・１７年１２月２６日及び２７日開催
・各部局・地域振興局の「危機管理担当者」並びに各種危機担当者　８０名
③危機管理広報訓練
・１８年1月２７日開催
・各部局・地域振興局の「危機管理担当者」並びに各種危機担当者　２８名

○簡易図上訓練「ＤＩＧ」の実施
・県職員、教職員を対象とした簡易図上訓練「ＤＩＧ」を開催
・１７年１１月　８日（秋田県防災教育指導者研修）　教職員　１３０名
・１７年１１月１１日（秋田地域振興局危機管理研修）県職員　　５０名
・１８年　２月２２日（大潟村安全・安心アカデミー）自主防災組織の役員等５０名

【市町村・民間等との連携】
○避難所設置・運営マニュアル策定指針を市町村に配付し、市町村におけるマニュアル作成を促進しました。
○「５・２６県民防災の日」訓練において、全市町村の参加協力を得ました。
○危機管理セミナーには市町村職員も参加し、危機管理意識の向上を図りました。
○ＤＩＧの県内での普及を図ってきたところ、自主防災組織リーダーを対象とし、１７年１２月に初めて市町村（秋田市）主催によるＤＩＧが実施されました。

57	国民の保護に関する計画の策定	**■国が定めた基本指針に基づき、避難や救援等の措置に関する県の「国民の保護に関する計画」を策定するとともに、組織体制や連携体制等の整備を推進します。**

○県の「国民の保護に関する計画」の策定等（平成１８年２月）
・総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等を内容として策定。
・避難施設の指定、生活関連等施設及び大規模集客施設等の把握を実施。

○体制整備等（県国民保護計画で規定済み）
・初動連絡体制の確立。
・県における組織・体制の整備。
・関係機関との連携体制の整備。
・情報収集・提供等の体制の整備。
・物資及び資材の調達・供給の体制の整備。等

○県国民保護協議会への諮問等
・県国民保護協議会に諮問し、計画の素案、計画原案、計画案の各作成段階で、委員等による審議を実施しました。（７月４日諮問、１０月１８日及び１２月２１日審議）
・パブリックコメントの実施により広く民意を反映しました。（７月２１日～８月２２日意見募集）
・国、市町村、県警、消防本部、陸上自衛隊、救難隊、海上保安部、指定地方公共機関との意見調整を実施しました。

○県民への普及啓発
・国民保護の意義や仕組みについて、広く県民の理解が深まるよう、市町村広報紙への記事掲載を依頼しました。（７月）
・県広報紙には、３月号で掲載。

		【市町村・民間等との連携】 ○市町村との連携 避難の指示、救援の役割分担、情報の伝達等、調整が必要な分野について連携体制を整備するため、市町村と意見交換し、連絡先等の確認をしました。 ○民間との連携 放送、医療、ライフライン等に係る指定（地方）公共機関や生活物資の調達等のための民間事業者との連携体制を整備するため、指定地方公共機関等と意見交換し、実施のための連絡先等の確認をしました。

Ⅴ　低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

１　財政健全化の推進

改革項目		実施状況
58	目標設定による行政経費の縮減等	**■定員適正化計画に基づく職員数の縮減等による人件費の縮減、ＩＰ電話の導入等による庁費的経費の縮減、県単独補助金の見直し、投資的経費の重点化による公共事業の見直しなどを推進するほか、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の促進により歳入の確保を図ります。**
		○行政コストの縮減 □定員適正化計画の推進：知事部局：　４，２７２人（17.4.1現在：　△８７人） 教 職 員：　１０，４１６人（17.4.1現在：△２６４人） □職員給与等の縮減 ・人件費（17年度当初一般会計）　169,897,067千円（対前年：△3,668,371千円、△2.1%） □庁費的経費等の縮減 ・臨時的任用職員の縮減　対前年△48,347千円、△5.8%、21人 ・ＩＰ電話の導入による通信費の縮減：約４千万円／年 □公の施設への指定管理者制度の導入 ・１８年度において６６施設に導入。 □ＣＩＯ補佐官の採用による効率的なＩＴ化の推進 ・31システムについて維持管理費用の削減のための再評価を実施。 **○施策事業の大胆な見直し** □県単独補助金縮減（１７年度当初）：　約１３億６８百万円 □病院事業繰出金（１７年度当初）：3,650,369千円（対前年△66,941千円）△1.8% **○歳入確保対策** □個人県民税収入額（１７年度当初）：12,545,800千円（対前年比102.1%） □未利用資産の処分の推進　：２１箇所　306,363千円

２ IT活用による内部管理事務の効率化

改革項目		実施状況
59	総務事務ＩＴシステム化の推進	■これまで紙ベースであった申請書や届出書を電子化し、職員自身による入力（発生源入力）を基本にすることにより、これまで重複していたプロセスを解消するとともに、各所属で行っていた認定業務を総務事務センターに一元化し事務処理の効率化を図ります。
		○人事給与庶務システムにおいては、次の機能を持ったシステムを構築し、順次を運用開始しました。 ・平成１７年７月～勤休管理（服務管理、時間外勤務等管理）システムの運用開始 ・　〃　１０月～手当認定（扶養手当、通勤手当、住居手当等）システムの運用開始 ・　〃　１２月～人事管理（基本情報管理、人事管理）システムの運用開始 ・平成１８年２月～給与支払（振込口座数拡大）システムの運用開始 ・　２月～福利厚生（組合員資格得喪等共済事務、互助会事務等）システムの運用開始 ・　３月～給与管理（昇給・昇格管理）システムの運用開始
60	電子決裁システムの利用拡大	■職員手当等の認定申請や共済組合、職員互助会の給付金請求など一人一台パソコンを活用した職員個々人の入力（発生源入力）から認定業務等を一括集中処理するシステムの構築により事務の効率化を図るとともに、これら決裁については、電子決裁基盤との連携により決裁の迅速化や決裁状況の透明化、紙ベースでの出力・保管の手間を省きます。
		○人事給与庶務システム（勤休管理・手当認定・福利厚生・人事管理）について、電子決裁基盤と連携させ順次運用開始しました。 ・平成１７年　７月　勤休管理（服務管理、時間外勤務等）システムの運用開始 知事部局本庁、各種委員会、教育庁本庁 ・　１０月　知事部局地方機関、企業局、教育庁教育機関への範囲拡大 ・　１０月　手当認定システム運用開始 知事部局本庁、地方機関、各種委員会 ・　１２月　人事管理システムの運用開始 ・　３月　福利厚生システムの構築完了（４月運用開始）

３　公共事業の効率化とコスト縮減の推進

改革項目		実施状況
61	県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の拡充	■秋田スペックの拡充のための体制を整備し、取組事例集を編集するとともに、その趣旨と内容を周知し、具体の工事への適用を進めます。
		○事例集の編集及び周知 【農林水産部関係】 ◆各分野で具体的な事例等を収集・とりまとめ（～１８年１月） ◆事例集を編集し、部内・関係者に周知（１８年２月～３月） ・秋田スペック登録事例数　２０件 ・秋田スペック適用工事件数：１４１件 ・「秋田スペック」を適用する工事のうち主要なものは次のとおり。 ・用水路工（ほ場整備事業）：田面排水効果増を目的とした、フリュームのタイプ変更 ・暗渠排水工（ほ場整備事業）：コスト縮減を目的とした、吸水管種の変更 ・防波堤工（水産基盤整備事業）：コスト縮減と資源リサイクルを目的とした藻場造成機能部の基礎マウンドへの建設副産物利用 ・放水路工（治山事業）：コスト縮減を目的とした、放水路高さの基準見直し ・掘削工（林道事業）：工期短縮とコスト縮減を目的とした切り取り法面の基準見直し ・路盤工（林道事業）：コスト縮減と資源リサイクルを目的とした、路盤材料への再生骨材の採用積極化 【建設交通部関係】 ◆提案済の事例をＨＰに追加（８月） ◆新たな提案（登録件数の拡大）及び工事への採用（適用工事の拡大）について、部内各課所、地域振興局建設部に通知（８月） ・秋田スペック登録事例数　：５８件 ・秋田スペック適用工事件数：１７８件 主要工事における「秋田スペック」の適用事例の主なものは次のとおり。 ・下水道工事　：全国に先駆けた「圧送方式」 ・道路工事　：道路敷地の有効活用による改良整備方式 ：段階施工・暫定施工方式 ：道路敷地の有効活用方式 ：舗装補修における舗装打換工の見直し方式 ：舗装切削廃材の再利用方式 ：植生基材吹付工基盤材の見直し方式 ・河川砂防工事：現地発生材の利活用方式 ：現地の実態に則した付替橋梁方式 ：流路工断面の縮小方式 ：植生基材吹付工基盤材の見直し方式 ：付替道路基準の見直し方式 ：橋梁地覆見直し方式 ○体制整備 【建設交通部関係】 ◆ＶＥ研修（３回）及び設計ＶＥの実施（２月）

		◆総合評価落札方式の試行（１３件）　　等 **【市町村・民間等との連携】** ○建設管理課技術管理研修班が事務局として運営している、建設関連技術者育成事業（産学官連携）においても、秋田スペックの拡充に向けた取り組みを実施しました。 ○調査・設計委託の受注先にも周知を図りました。
62	新たな積算手法の導入	**■ユニットプライスの設定や実施要領の制定など、新たな積算手法による工事発注に必要な図書等を整備するほか、対象工事の抽出を行い工事の発注を行うとともに、引き続きデータの収集を進めます。**
		○道路舗装工事のユニットプライスの設定及び実施要領の策定（６月１５日） ・「ユニットプライス型積算実施要領」を制定し、説明会を開催して周知を図りました。（６月２７～２９日） **○対象工事の抽出及び発注（７月～１１月）** ・実施可能な工事を選定するため、各地域振興局建設部を通じて対象工事を抽出し、県単舗装工事を発注しました。（発注実績　２４箇所） **○データの収集及び取組評価　　１０月～２月** ・次年度の取組に向けてデータを収集、整理するとともに、取組実績の評価を実施します。 **【市町村・民間等との連携】** ○受注者の技術力の活用や新工法の採用といった創意工夫を期待したが、初年度であるため、新工法の採用等には至らなかった。
63	ＣＡＬＳ／ＥＣ（公共事業のＩＴ化）の推進	**■公共事業共有統合データベースシステムの開発業者を選定しシステム開発を行い、試験運用を開始します。**
		○システム開発業者の選定、システム開発、試験運用 **・公共事業共有統合データベースの開発業者選定を行いました。本システムは、工事及び業務の最終成果品の品質向上とその再利用を図ることを目的としており、様々な利用方法に柔軟に対応できる必要があります。そこで、操作性や拡張性の評価をするためのプロポーザル（提案）方式による調達を行い、構築を図りました。** ・５月～６月　公告・参加申請受付 ・７月～８月　最優秀提案選定 ・８月～３月　契約・システム開発、試験運用 **【市町村・民間等との連携】** ○システム要件、構築にあたり、ＣＡＬＳ／ＥＣ推進専門部会及び委員会の委員として社団法人建設業協会等と連携して取り組みを行いました。 ８月　　ＣＡＬＳ／ＥＣ推進委員会 ５月～３月　　ＣＡＬＳ／ＥＣ推進専門部会

４　定員適正化計画の見直し

改革項目		実施状況
64	定員適正化計画の見直し	■実施計画で定めた行政事務の減量化や業務の効率化のほか、機動性ある組織体制を構築することにより事務事業を削減し、適正な人員規模の実現を図ります。具体的な職員の縮減方法は新規採用職員の抑制により行います。
		○採用職員数キャップ制の導入 ・知事部局（病院・大学を除く）における定年退職者７６人のほか、早期退職者優遇制度等の実施により定年前に若年退職した者が４４人いましたが、採用職員数キャップ制の導入により新規採用者数を４３人にとどめました。 　また、割愛や出向等により１０人の職員数が減少した結果、計画を上回る職員数の縮減を実現しました。 　平成１６年度4,３５９人　→　平成１７年度4,２７２人（△８７人） ○「重点適正化期間」の設定 ・平成１７年度から３年間（実際の採用年度は平成１８年度から３年間）を「重点適正化期間」と位置づけ、採用者数を年間採用者の上限４３人の概ね８割程度（３６人）としました。 ・平成１６年度で終了した早期退職者特別優遇制度を見直し、再度導入することにより、若年退職者の増加を図りました。 ○職種別要素を考慮した縮減 ・採用職員数キャップ制の考え方に基づき、職種毎の年間採用者数の上限を設定し縮減を行うことを基本としつつ、職種毎の事務の効率化などの縮減方策や個別要素を考慮して縮減を行いました。 【市町村・民間等との連携】 ○市町村合併の進展に伴う、市町村への事務の移譲及び民間への業務委託等を積極的に実施し、職員数の縮減を実現しました。

５　病院事業の合理化の促進

改革項目		実施状況
65	太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化	■経費の合理化と窓口から請求事務までのサービス向上を図るため、太平療育園の医療事務の外部委託を実施します。
		○太平療育園の医療事務の外部委託を実施し、職員を１名削減しました。 ・入札　１７年３月１４日　５社指名競争入札 ・契約　１７年３月１８日 ・委託業務開始　１７年４月１日 ・委託業者　（株）ニチイ学館

		・委託業務内容 　受付、会計、医療費請求事務
66	脳研、リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進	**■適切な医療サービスを確保しながら経営の健全化を図るため、中期経営計画に基づき、より一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を図るとともに、計画的・効率的な事業運営を推進します。** **脳血管研究センター** **○外部専門家を含めた経営評価の実施** ・外部の専門家を含めた「病院事業経営評価委員会」を設置し、経営課題や経営改善策等について検討しました。 検討内容：１１月２４日、外部専門家及び当センター所長等６名の委員により、中期経営計画に基づく経営改善等について、協議及び意見交換を実施し、１８年度以降の経営改善に反映しました。 **○医療サービスの改善** **① 医業収益の拡大や医業費用の縮減** ・病院管理会議、運営会議において、タイムリーな経営情報の周知や経営目標の共有化など経営意識の徹底を図りました。（通年） ・脳卒中懇話会の開催や入院患者の紹介・逆紹介（紹介2,000件、逆紹介2,117件）を通じ、医療機関との連携を促進しました。（通年） ・ガンマナイフについて、利用促進のため新たなパンフレットを作成し、７月に青森県、岩手県及び県内の医療機関へ配布し(500部配布)、連携強化を図りました。（利用実績　135人　前年度比24%増） ・現業職員の退職不補充を実施しました。（技能主任（実験）１名）（４月） **② 医療サービスの向上** ・病棟調整会議を新たに設置し、入院・退院患者の円滑な管理、環境整備及び他の病棟との調整等の業務をより機能的に行うこととしました。（５月） ・患者の個人情報の取扱いを定め、面会や呼出などの際のプライバシーへ配慮するとともに、相談窓口を設置しました。（１１月） ・入院患者の誤認防止のため、リストバンドを導入しました。（１１月） ・外来患者が待合室で、より快適に過ごしていただくため、待合室ソファを更新しました。（６月） ・県民の脳卒中への理解を深めるため、「世界脳卒中の日」啓発事業として外部講師を招き市民公開講座を開催しました。（６月） ・携帯電話やパソコンでインターネットを利用し、個人で健康教育を受けられるシステム「指ネット」を開発しました。（５月） **○会計区分の明確化** ・医師等職員の研究部門と病院部門における業務量調査を実施しました。（11月） **【市町村・民間等との連携】** **○脳卒中懇話会を開催し地域との連携強化を図りました。** 対象者：地域医療を担っている県内の医師、救急隊員 実施結果：県北地区（　９月３０日　１８名参加） 県南地区（１１月１７日　２５名参加） 中央地区（１１月１８日　１５名参加）

リハビリテーション・精神医療センター

○外部専門家を含めた経営評価の実施

・外部の専門家を含めた当センター運営懇談会で経営評価を実施（平成１８年２月）

○医療サービスの改善

・入院患者の紹介・逆紹介を通じ、医療機関及び福祉関連施設との連携を促進しました。

・地域で生活する高齢者や障害者のための地域支援活動として、地域リハビリテーション検診、リハビリテーション健康教室などを実施しました。

・介護予防への取り組みとして、高齢者の健康作りを推進するため、高齢者健康体操（いけいけドンパン体操）を創作し、リハビリテーション健康教室などで普及を図りました。

・精神科救急医療システム整備のため、県が平成１７年１０月に当センターに設置した精神科救急情報センターを運営。

・経営改善のため、精神保健福祉士の配置による新たな診療報酬上の加算や他の施設との連携による患者の確保等、収益の増又は安定確保に努めました。また、委託料の見直しなどによる事業費用の節減に努めました。

○精神保健福祉士の配置

・平成１７年４月から精神保健福祉士を配置し、精神科における急性期医療推進体制の強化を図りました。

【市町村・民間等との連携】

○地域リハビリ検診及び健康講座を拡大し、新規患者の掘り起こしを図りました。

・地域リハビリテーション検診事業（大仙市と共催）

大仙市　協和地区　　（７月１４日、９月８日　　延２７名参加）
　　神岡地区　　（７月２１日、９月２２日　延２０名参加）
　　西仙北地区　　（９月１日、１０月３日　　延２２名参加）

・リハビリテーション健康教室（各老人福祉総合エリアと共催）

北部老人福祉総合エリア　　（１０月２２日　７５名参加）
中央地区老人福祉総合エリア　（１２月　３日　４４名参加）
南部老人福祉総合エリア　　（１１月　５日　５０名参加）

６　施策事業の大胆な見直しによる重点化

改革項目		実施状況
67	施策事業の重点化と成果検証の徹底	■施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを行い、施策事業の更なる重点化を図ります。
		○施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを行い、施策事業の更なる重点化を図りました。 【施策事業の見直し】 ・１８年度実施予定分 ・廃止、終了　１３６事業

		・施策事業の再構築による重点化（類似事業の整理・統合等） ・試験研究・研究開発関連予算の一元化と重点化 ・社会資本整備指針を踏まえた公共事業等の重点化　等
68	公共事業など投資的経費の重点化	**■公共事業について、今後の社会資本整備の方向性等を取りまとめた「社会資本整備指針」を策定するほか、施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）を行い、その結果を踏まえて投資的経費全体の重点化を図ります。** **また、公共事業部門の業務体制の一元化に向けた体制を整備します。**
		○「社会資本整備指針」の策定 ６月　　「基本的な考え方」を議会に提示 １２月　　「秋田県社会資本整備指針（案）」を議会に報告 １月中旬　「秋田県社会資本整備指針（案）」を総合開発審議会に報告 ２月中旬　「秋田県社会資本整備指針」を決定 【社会資本整備の視点】 ・既存施設のリニューアル・有効活用 ・異なる施設や機能の複合的な整備 ・国内外との交流を支える施設のネットワーク化 ・快適な県民生活を支える施設の一体的・効率的な整備 ・ＩＴ基盤の整備促進によるコンテンツの充実、情報の共有化・高度化 **○投資的経費の重点化** ・スプリングレビューにより投資的経費の重点化を図りました。 **○公共事業部門の業務体制の一元化の推進** ・生活排水処理関係、道路関係、海岸関係、治山砂防関係、技術管理関係、用地補償関係、港湾漁港関係の各分野ごとに、建設交通部、農林水産部、知事公室の担当者をメンバーとするワーキンググループを設置して、業務の一元化について検討しました。
69	補助金の見直し	**■施策事業の推進手法としての県単独補助金（嵩上補助金含む）のあり方を検討し、基本的な対応方針を取りまとめるとともに、この指針に基づいて県単独補助金等の点検を進めます。**
		○スプリングレビューにおいて、施策事業の推進手法としての県単独補助金（嵩上補助金含む）のあり方を検討し、基本的な対応方針を取りまとめ、翌年度当初予算編成方針に反映しました。 ・スプリングレビューによる見直し ８月　県単補助金等に関する各部局見直し方針案の取りまとめ ９月　全体方針の公表 10月　18年度予算編成方針への反映 ・嵩上補助金　５７件中１９件を全面廃止、１５件を新規適用廃止 ・団体運営費補助金　６６件中９件を５年以内に廃止、３２件を計画的に縮減

７　未利用資産の処分の推進

改革項目		実施状況
70	特定県有資産の処分の推進	■県有未利用財産の売却処分を促進しながら、並行して売買契約媒介方式等の処分手順を確立し制度化することにより、事務処理能力の向上を図り対象物件の増大に備えます。
		○遊休資産の各所管課から管財課への所管換と売却に向けた調整等の実施 ・「未利用県有資産の有効活用プロジェクト報告書」に基づいて、管財課に所管換された資産は、教育庁所管の公舎を含め１２箇所となりました。 　また、所管換された資産については、全て確定測量（分筆登記を含む）を実施する等、売却できるよう調整を行いました。 ○県有資産の売却の推進 ・売却の準備が完了した資産については、所在市町村に対し利用の確認を行ったうえで一般競争入札を５回実施しました。（６、８、１０、１１、１２月） ○売買契約紹介方式による売却等 ・売買契約紹介方式により、宅地建物取引業の団体と県有財産の紹介による売却に関する協定を締結し、不動産取扱業者のノウハウと情報網の活用による売却を行いました。 　また、県のホームページには、売却物件（３４件）だけでなく今後売却予定の物件も掲載し、情報提供に努めました。 　なお、減額譲渡についても積極的に取り入れて売却公告を行いました。 ○平成１７年度の売払実績は、２１件、３０６，３６３千円となっています。 【市町村・民間等との連携】 ○情報提供に努め、市町村へ県有資産の活用の有無を紹介した結果、男鹿市から将来公共事業用地に活用したい旨の回答がありました。

８　公債費負担の縮小

改革項目		実施状況
71	新規県債発行額の抑制	■県債の発行を抑制し、県債残高の圧縮を目指します。
		○県債の発行の抑制に努めました。 ・元金償還額　　1,094 億円 ・県債残高圧縮額　△ ５２億円 ○新発債発行の抑制 ・新発債発行額（１７年度当初予算）80,278 百万円 （前年度当初予算比　△ 17,572 百万円　△ 18.0 ％）

72	公債費負担の平準化	■新規発行債の償還期間を３０年にするとともに、既に発行済の県債についても借換の際に実質３０年の償還期間とします。
		○ 新規発行債の３０年償還化及び借換債発行時の償還期間延長を進めました。 ・借換債発行額　　16,958,000 千円

９ 業務改善の推進

改革項目		実施状況
73	自動車税車検時徴収の導入	■車検時徴収制度の導入に関わる諸問題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めます。
		○課内ワーキンググループにおいて、車検時徴収制度の導入に関わる諸課題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めました。しかし、課題が多いので１８年度も引き続き整理・検討します。 〔ワーキンググループでの課題の抽出〕（随時） ・車検時の一時的負担が倍増するので重税感が高まり、納税者の理解が得にくい。 ・納税者の負担増を考慮すれば税率の引き下げも考えられ、結果において導入以前の税収を確保することが困難になる可能性がある。 ・車検時に徴収される自動車重量税（国税）との整合性が曖昧になる。徴税コストが低く、効率性の高い自動車重量税を国が手放すだろうか。 ・車検切れで走行する車両への対応を地方税法としてどのように考えるか。 〔他道県との意見交換等〕 ・平成１７年７月１９日開催の「北東ブロック税務担当課長会議」では、青森県から提案があり、車検時徴収に賛同（宮城・秋田）、長期的・慎重に検討すべき（北海道・岩手・山形）、全国知事会で要望しておりその結果を見守る（福島）に意見が割れました。 ※ 会議の席上、総務省都道府県税課長から「過去の検討でも最大の問題は納税者の負担であった。当面は難しい。」との発言があり、直ちに実現する状況にはありませんが、事務の効率化と税収確保のため、引き続き研究していきます。
74	県税収納窓口の拡大	■平成１８年度からのコンビニ収納開始に向け、所要の手続きを進めます。
		○平成１８年度からのコンビニ収納開始に向け、前倒しで所要の手続きを進めました。 ・提案方式により、収納代行業者を決定しました。（８月） ・納税通知納付書レイアウトを見直しました。（９月） ・導入機器を選定しました。（９月） ・税務電算システムを改修しました。（９月から２月まで） ・システムの総合運用テストを実施しました。（３月） ・県税条例施行規則等関係法令を整備しました。（３月）

75	既存審議会等の統廃合の推進	■事務の簡素化・迅速化を図るため、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を実施するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。 　また、それ以外の審議会等についても、活動状況や審議内容等を点検し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを進めます。
		○審議会等の廃止（１６審議会等） ・景観専門委員会（平成１７年６月）　１件 ・県及び各地域ハーモニー懇話会（平成１８年３月）　９件 ・ごみゼロあきた推進会議（平成１８年３月）　１件 ・農林水産技術開発推進会議（平成１８年３月）　１件 ・新しい「木との出会い」推進委員会（平成１８年３月）　１件 ・学校保健管理に関する委員会（平成１８年３月）　１件 ・秋田県立大学運営協議会（平成１８年３月）　１件 ・新観光ルート開発支援事業審査会（平成１８年３月）　１件 ○新設審議会等の事前協議 ・新設予定の審議会等については、必要最小限とするため、予算要求前に担当課と総務課の事前協議を実施しました。 ○常時の見直し実施 ・審議会の活動状況や審議内容等を確認するため、担当課へのヒアリングを実施し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを行いました。

Ⅵ　第三セクターの整理・統合、合理化の推進

１　事業･組織形態の抜本的見直し

改革項目		実施状況
76	整理合理化指針の着実な推進	■第１次第三セクター整理合理化指針（平成１５年２月策定）の取組目標を再点検し、新たに策定する第２次指針に引き継ぐとともに、１７年度中に５法人の目標達成を実現します。
		○統廃合の促進 □傷痍軍人会の解散 ・平成１８年１月に解散しました。（残余財産は、事業を継承するために設立した任意団体に平成１８年4月に引き渡し済。） □アイバンク・臓器移植推進協会の統合 ・平成１７年４月統合しました。 ○法人の今後のあり方の方針決定等 □内陸縦貫鉄道の見直し

		・平成１７年３月に秋田内陸沿線地域交通懇話会で示された今後の方向性に基づいて、法人のあり方を検討し、平成１８年１月に再生計画を策定しました。 □大館市勤労者福祉事業団の解散又は関与廃止 ・平成１８年６月、大館市が同事業団で運営する「大館矢立ハイツ」を購入。 平成１８年２月議会で県の出捐に係る権利（１千万円）を放棄することが議決され、県の関与が廃止されました。 ○経営改善 □秋田県物産振興会の中期経営計画の策定 ・経営改善を図るため、平成１８年３月にインターネット販売の拡大や卸機能の充実による収益向上を柱とした中期経営計画を策定しました。 □秋田ふるさと村の中期経営計画の策定 ・現行の累積赤字（１６年度決算）を２１年度決算で半減するため、平成１７年１２月に中期経営計画を策定しました。 **【市町村・民間等との連携】** ○第三セクターの自立的な運営に関し関係者や利用者の理解を得るため、各法人自ら積極的な情報提供に努めるよう指導しました。
77	**新たな整理合理化の取組**	**■第三セクターと協議・調整のうえ、第２次第三セクター整理合理化指針を策定し、同指針に基づく所管課のきめ細かな指導により１７年度中に４法人の目標達成を実現します。** **○第２次第三セクター整理合理化指針の策定及び取組** ・平成１７年５月から６月にかけて、所管課に対するヒアリングを実施するとともに、同年７月、第三セクターに対する経営評価ヒアリングを実施し、それぞれの第三セクターの取り組むべき整理合理化の方向性・目標を検討し、これらを盛り込んだ第２次指針を策定しました。（平成１７年１２月） ・第２次指針に基づき、所管課と連携して、整理合理化に取り組みました。 【秋田県国際交流協会の将来計画の策定】 ・多文化共生社会の実現に向け、中長期の財源見通しや法人のあり方を含む将来計画を平成１８年３月に策定しました。 【秋田県災害遺児愛護会の事業の見直し】 ・対象児童の減少を踏まえ、対象範囲の拡大等事業の充実のための見直しについて、検討を始めました。 【田沢湖高原リフトの中期経営計画の策定】 ・経営改善を図るため、平成１８年３月に、田沢湖高原エリアの誘客促進と活性化に寄与する法人のあり方を含む中期経営計画を策定しました。 【秋田空港ターミナルビルへの県関与の縮小等】 ・県職員の派遣を１名取り止め、県の人的関与を縮小することとしました。また、当該法人の直営店を含むレストラン３店で接客サービスの研修を行ったり、メニューに独自の魅力を付加する工夫を行い、経営体質の強化に取り組みました。 **【市町村・民間等との連携】** ○第三セクターの自立的な運営に関し関係者や利用者の理解を得るため、各法人自ら積極的な情報提供に努めるよう指導しました。

２　自己責任に基づく経営の効率化

改革項目		実施状況
78	県関与の見直しと自立的な人材の確保	■第三セクターの人材育成等を支援するため、人事交流システムに参加する対象法人を拡大し、１８年には新たに１０法人の人事交流に向けた調整を図るとともに、第三セクターへの現職職員の派遣ルールを作成することにより県関与の見直しを行います。
		○現職職員の派遣ルールの作成 ・所管課及び第三セクターに対する調査を行い、現職職員の派遣の必要性を把握するとともに、派遣後の効果測定の基準を盛り込んだ派遣ルールについて検討を始めました。 ○人事交流の実施 ・所管課及び第三セクターに対し､人事交流の促進に向けて積極的に検討するよう指導するとともに、平成１７年度末に交流調整法人が１８年度の人事交流計画（平成１８年４月現在２法人実施済）を作成しました。 【市町村・民間等との連携】 ○自立に取り組む人材の育成について第三セクターの理解が深まるように所管課を通じて情報提供しました。
79	効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化	■第三セクターが自主的に顧客満足度調査を実施できるように、調査の必要性や調査項目、他社の事例などについて様々な機会をとらえて説明し、理解の促進を図ります。
		○三セクの自主的な顧客満足度調査の実施 ・顧客満足度調査を実施することが可能な第三セクターであるかどうかについて、所管課及び第三セクターに対する経営評価ヒアリングの際に確認するとともに、顧客満足度調査の実施が可能と判断された第三セクターに対しては、実施に向けて検討するよう働きかけました。 ・第三セクターに対し顧客満足度調査の実施状況について確認しました。（２月） 【市町村・民間等との連携】 ○第三セクターが自主的に顧客満足度調査を実施するため、他社の事例やその実施によるメリット、波及効果などに関する情報提供を行いました。